

25川総行革第276号

平成26年1月22日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様
同 奥宮 京子 様
同 菅原 進 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 福田 紀彦

平成24年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて
提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成25年1月25日付けで包括外部監査人川口明浩氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について】

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について

1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について

イ 車両整備日報の全般的な記載不備について（指摘）

〔指摘の要旨〕

車両整備日報は、車両整備の記録及び整備の履歴及び実施頻度を把握するための重要な資料であるが、記載に不備が多く、また、記載ルールに曖昧な部分があり、資料保存の意義及び実効性の点からだけでなく、車両整備日報という業務の記録だけを見た場合、車両整備業務そのものに対する業務量の適切性に疑念が生じるため、改善を要する。

したがって、車両整備日報の記載にあたっては、以下のルールを参考にして、整備担当の業務の意義及びその有効性並びに事務量の適切性を評価することができるように、記載内容及び記載方法等の改善を徹底されたい。

i 実施した整備は、整備の軽重を問わず車両整備日報に記載する。

ii すべての作業につき、時間数を記載する。外注による修理については、時間数を記載せず、外注の旨を記載するとともに、外注先との打ち合わせ等に要した時間数及び内容を記載する。

iii 実質的に車両整備以外の業務に従事した場合には、当該作業内容及び時間数を記入し、時間数合計が必ず執務時間と一致するよう、業務内容等を明確にする。

〔措置の内容〕

平成25年4月から、当日従事したすべての業務内容及び業務ごとの時間数を「車両整備日報」に記載するとともに、車両整備以外の業務内容に従事した場合も「車両整備日報」に記載するように周知徹底を行うとともに、様式を見直して時間数の欄を設けるなど、事務改善を図りました。

また、適正な処理がなされているかどうかについても、定期的な点検、複数人によるチェック等の実施により、確認体制の強化を図りました。

3. 中継輸送業務について

ア 時間外勤務に係る統制について（指摘・意見）

〔指摘の要旨〕

i 残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より遅い理由について

警備システム開始後に防犯監視していない場所（事務室以外）の施錠確認や機械設備の点検巡視などを行ってから退庁した場合、警備開始時刻より勤務終了時刻が遅くなるということである（警備開始後1時間前後のちの勤務終了：数回）。しかし、退庁時の巡視及び施錠管理事務としては、事務室以外の施錠確認や機械設備の点検巡視などを行ってから、事務室に戻ってきて、荷物を持って事務室を出て、事務室を施錠して帰宅す

る点検事務の流れが基本であるものと考えられる。

したがって、業務上やむを得ず、事務室施設後に残業する必要がある場合であっても、必ず最後（帰宅直前）に事務所の機械警備をセットするようにルール化することを検討されたい。

ii 残業申請書の勤務終了時刻が機械警備の警備開始時刻より早い理由について

職員が現場での作業中に付着した汚れや汗等を落とすため、勤務時間終了後に洗身してから警備システムを稼働させて退庁する場合、勤務終了時刻は警備開始時刻より早くなるということである。しかし、定時の間に洗身できなかったことについて合理的な理由が認められる限りにおいて、洗身時間は時間外勤務の対象になるものと考えられる。現状においては、定時の間に洗身すれば洗身時間は執務時間を構成することとの均衡が図られておらず、洗身時間の取扱いについては再考の余地がある。

〔措置の内容〕

i 平成25年1月から、職員の時間外勤務後の退庁に際しては、必ず、業務をすべて終えた最後に事務所の機械警備をセットして退庁するよう、職員全員に周知徹底を図りました。

ii 洗身時間の取扱いについては、原則として、洗身時間は勤務時間としては認めていないため、時間外に洗身時間が及んだ場合には、時間外勤務の対象とはしませんが、勤務時間内においてごみの付着が激しく、洗身をしなければ、その後の業務に支障が出る場合には、所属長の許可を得て、洗身の時間を設けることとしています。このことを踏まえて、適切な運用を図るよう職員に周知徹底していきます。

ウ 始業時間前の出勤の合理性及びルール化の検討について（指摘）

〔指摘の要旨〕

警備報告書によると、ほぼ毎日、始業時間（8時30分）の2時間程度前に出勤している職員が存在する。これについては、早朝に行う恒常的な業務はなく、職務命令に基づく早朝出勤ではない。しかし、職務命令がない状況で、始業時間前2時間もの間、結果として、光熱水が費消され、庁舎が事実上使用されていることに対して、このような出退勤の現状を見直す必要がある。したがって、効率的で経済的な作業の実施という視点で、加瀬クリーンセンターの業務を見直す視点から、作業準備のための段取り時間として認められる合理的な時間を定め、それを超える現在の早朝出勤実態は見直されたい。

〔措置の内容〕

職務命令に基づかない早朝出勤については、平成25年1月には、所内職員に対し、早朝出勤する場合、1時間前より早く出勤することのないよう周知徹底を図ることで、早朝出勤実態を見直しました。

ア 行政財産から普通財産への組み替え及び廃棄手続の必要性について（指摘）

〔指摘の要旨〕

旧し尿処理施設は平成7年3月以降、事業の用に供されていない。現在は災害用仮設

トイレの保管場所として使用されており、「川崎市災害廃棄物等処理実施計画」（平成 23 年 2 月環境局）において、災害時には加瀬クリーンセンターを含め、し尿処理施設に存在する貯留槽を最大限活用することが基本方針として定められている。しかし、この旧し尿処理施設に係る工作物台帳には、現在使用されておらず、かつ、緊急時のし尿受入にあたっても使用する見込みのない設備が次のとおり記載されている。それは、26 の工作物（吸着塔等）で、その取得価額は約 5 億 59 百万円、評価替後の帳簿価額は約 81 百万円である（準工作物（ベルトコンベアー等）を合せると、取得価額は約 7 億 12 百万円であり、帳簿価額は約 1 億 7 百万円である。）。このような旧し尿処理施設の一部の設備等については、事業の用に供されていないこと、また、今後も再度使用する見込みがないことが明確であるため、用途廃止し普通財産へ組み替える処理をされたい。

〔措置の内容〕

旧し尿処理施設の一部設備等の普通財産への組替え及び除却の処理漏れについては、平成 25 年 2 月に公有財産台帳の訂正を実施しました。

今後は、現況と公有財産台帳の掲載内容が一致しているかの調査を実施することによって、財政局と財産所管局との連携強化を図り、財産管理の一層の適正化に努めていきます。

II-2. 処理センターにおけるごみ焼却等業務について

1. 王禅寺処理センターの建設整備について

① 予定価格の合理性について（指摘）

〔指摘の要旨〕

局は、各プラントメーカーの見積工事費の中から一定の方法により抽出した特定のプラントメーカーの金額を基礎とし、「仮称リサイクルパークあさお整備事業設計要領書」（以下、「要領」という。）に定める方法（一定の査定率）により見積書の内容を精査したうえで予定価格を決定している。

ここで、財務監査の視点として、そもそも、予定価格及びその基礎となった設計金額が合理的に設計されているのか、設計ルールに従って問題がなかったのかどうかについて検証する必要があると考え、検証を行った。

すなわち、要領によると、「性能発注における工事費の積算は、原則として 3 以上の業者から見積書及び見積設計図書を徴収し、内容を精査した上で工事費を確定する」と記しており、工事内訳書の作成について「見積書の内容を精査し作成する。」と示したうえで、直接工事費及び共通費等の費目ごとに精査の手順を個別具体的に記している。しかし、技術評価書等を閲覧分析した結果、局は、内訳項目ごとに見積工事金額を精査した形跡は見受けられなかった。

各社の見積工事費は、総額としては約 250 億円～約 276 億円と一定の範囲に収斂しているものの、その内訳項目について見てみると、例えば、①燃焼設備が約 15 億円～約 41 億円、②建築工事が約 30 億円～約 52 億円と業者により大幅に異なっている。本来、局は要領の記載に従い、それぞれの内訳項目について、見積金額の根拠を内訳項目ごとにヒヤリング等により把握し、提出を受けた見積が適正な見積であり、設計金額の基礎

として活用できるのか、精査すべきであった。

結果的に、このような内容の精査の手続を踏まず積算された設計金額に基づく予定価格と落札額には約 70 億円という大きな乖離が生じた。この約 70 億円は当初予算における希少資源の最適配分という観点からは問題である。したがって、このような乖離が生じた原因を直視し、当該大規模工事における積算過程の精査及び事後評価を実施されたい。また、今後の大型施設等の予定価格の決定に際しては、このような精査及び事後評価の結果を、適正な設計金額の積算業務に十分に活用されることを要望する。なお、今回のような過大な予算配分事例を今後繰り返さないためにも、本来、相当な注意義務のもと実施すべき見積工事費の精査手続について、現段階で入手可能な資料とその分析に基づき、改善提案意見を述べている。

〔措置の内容〕

大型施設等の予定価格の決定においては、見積りの内訳項目の統一が図れるように、今後、平成 30 年度施工予定の橘処理センターの建設工事の時期に、見積仕様書を見直して明確に記載するとともに、要領を作成していきます。予定価格と落札価格に大きな乖離が生じたとされる内容項目ごとによる見積金額の精査を実施しなかった点についても、今後は、このようなことがないように防止を図り、各メーカーから提出された見積りについて、見積金額の根拠を内訳項目ごとにヒヤリング等により把握し、これらが適正な内容か、設計金額の基礎として活用できるかなど、精査していきます。

また、総合評価落札方式(改善提案意見として述べられたもの)での入札については、平成 23 年 1 2 月契約の「仮称リサイクルパークあさお整備事業資源化処理施設建設工事」において行っており、今後の大型施設等の新築工事においても同様に行っていきます。

これらによって、大規模工事における積算過程の精査及び事後評価が実施され、その結果が適正な設計金額の積算業務に十分に活用される体制となるように改善を進めていきます。

3. 旧王禅寺処理センターの財産管理のあり方について（指摘）

〔指摘の要旨〕

旧王禅寺処理センターは平成 24 年 3 月 31 日をもって用途廃止の手続が採られている。解体撤去工事には環境調査や付着物除去工事等のプロセスが必要であることから、平成 23 年 11 月から平成 25 年 8 月までの 2 年弱を要する見込みとなっており、監査実施時点においては、まだ撤去工事は完了していない。

旧処理センターの用途廃止に伴う監督官庁等への届出は平成 24 年 4 月以降になされているものの、廃止年月日は平成 24 年 3 月 31 日と明示されている。行政財産の適正な管理に資するためには、用途廃止の決定がなされた施設は速やかに台帳においても用途廃止の処理（普通財産への組み替え）をすべきである。

したがって、実際に公有財産の異動が生じた場合には、速やかに公有財産台帳にその変動の実態を記帳し、毎会計年度末にはさらなる注意をもって、公有財産台帳の記載事項の適正性を検証するよう、財産管理の基本を再度確認されたい（同規則第 50 条第 1

項等)。

〔措置の内容〕

平成23年度に生じた公有財産の異動に伴う一部建物及び設備等の普通財産への組替えの処理漏れについては、平成25年2月に公有財産台帳の訂正を実施しました。

また、平成24年度中の公有財産の異動について、公有財産台帳の登載に処理漏れがないようにするため、平成25年2月に事務連絡を実施し、再発防止に努めました。

5. 処理センターにおける消耗品及び材料品の管理について

① 消耗品・材料品出納簿の整備について（指摘）

〔指摘の要旨〕

物品管理システムより出力された消耗品・材料品出納簿を査閲したところ、受払記録に信頼性が乏しい記録が散見された（並塩及び復水処理剤在庫管理の不具合）。これらの原因については、消耗品・材料品出納簿の記録状況や出納残高について定期的に確認することを怠っていたことから、かかる状況が生じているものと考えられる。消耗品・材料品出納簿の適切な整備を徹底させる必要があり、日々の受払処理と定期的な残高記録の点検確認について、業務の見直しを行われたい。

〔措置の内容〕

消耗品・材料品出納簿の適切な整備については、平成25年6月までに、一定のルールを設けました。このルールにより、定期的に、また、状況等により必要に応じて、物品の性質等に対応させながら、受払処理や残高記録の点検・確認を行うなど、適切な出納管理が行えるよう業務を見直して改善しました。このことについて、平成25年6月に、関係担当者に周知徹底を行いました。

② 毒物及び劇物の管理について（指摘・意見）

〔指摘の要旨〕

毒劇物の管理については、川崎市環境局4処理センター毒物及び劇物管理要領（以下、「要領」という。）に基づき管理が行われている。

ア. 毒劇物の現物管理について

（ア）アンモニア水の現物管理について

橘処理センターの機器分析室において、分析用の劇物等を管理している中で、アンモニア水の管理簿残高（5本）と実物残高（4本）に相違があった。橘処理センターにおける受入本数誤りであった。

（イ）薬品の移動について

王禅寺処理センターの機器分析室において、セシウム標準を保管管理していることを確認したが、これは橘処理センターにて購入されたものを王禅寺処理センターへ保管換えする手続が未了であった。

イ. 毒劇物にかかる総合財務会計システムを利用した受払処理について

毒物管理簿や劇物管理簿と総合財務会計システム上の出納簿を突合したところ、総合

財務会計システムに受入処理がなされていない毒劇物が多数存在した。これについては、定期監査の指摘を受けてもなお、総合財務会計システムによって物品の出納保管が徹底されていない点は早急に改善すべきである。併せて、劇物等に要求される受払手続（g等最小単位での把握）が抱える二重管理等の弊害についても十分に検討し、薬品及び劇薬の購入・受入・払出手続の流れを再構築するよう要望する。

〔措置の内容〕

毒劇物の現物管理については、帳簿と現物残高との相違や保管替えの手続の失念が生じないように、薬品を購入した場合、処理センター間で薬品を移動した場合などにおいては、その都度速やかに手続を実施することとしました。このことについて、平成25年1月までに関係部署へ周知徹底を行ったところ、現在は、改善が図られております。

総合財務会計システムに受入処理がなされていない毒劇物については、平成25年1月までに処理を完了しました。当該システムを利用した受払処理に関する体制の構築については、平成24年9月から関係部署及び処理センターと協議しています。この中において、当該システムによる出納手続を確実に実施できるように薬剤の管理要領を改正し、関係部署の役割分担の明確化を図る仕組みづくりを行い、また、二重管理による弊害が生じないように、紙面による帳簿管理を必要な場合に限定するなどルールづくりを行いました。

6. 土地借り上げ契約について

① 契約Aの用途について（指摘）

〔指摘の要旨〕

契約Aの土地には、収集した乾電池を蓄積するドラム缶等が置かれており、必ずしも純然たる駐車場として利用されていなかった。当該契約に従った利用を徹底するか、または、契約書上の用途について鉄道会社と協議を行い、契約書面と実態との乖離を解消するか、いずれかの解決に努められたい。

〔措置の内容〕

契約Aの土地については、今後も現状の使用済み乾電池置場として借用する必要があるため、契約書上の用途変更について平成25年3月に鉄道会社と協議した結果、用途変更願を提出して契約変更を行うこととなり、同月に同願を提出し、用途を「清掃車駐車場」から「資源物置場敷」に変更する契約変更を完了しました。

② 契約Bの契約文書について（指摘）

〔指摘の要旨〕

契約Bの土地は、貸付期間が平成24年4月1日から平成25年3月31日の1年間となっている。これに対して、契約書の中の貸付料改定について、「貸付料の改定を平成27年4月1日時点で行う」旨、及び「以降3年ごとに行うもの」と規定されており、契約期間と整合しない。担当課によると、貸付料の改定にかかる内容は契約書作成上の単純な誤りであるということであるが、契約締結にあたっては記載誤りが生じないよう

十分に留意されたい。

〔措置の内容〕

契約内容について、このようなミスを防止するため、今後は2名以上による綿密なチェックを実施することとし、関係担当者に周知徹底を図りました。

また、平成25年度以降の更新契約については、平成25年3月に鉄道会社と協議した結果、3年間の契約としました。

9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について

イ 技術経費の積算誤りについて（指摘）

〔指摘の要旨〕

局は、技術経費を人件費×利率により算出しており、その算出金額は2,698万円である。しかし、算定の基礎とすべき人件費の金額に誤りが生じていた。すなわち、本来、算定基礎とすべき金額よりも約2億826万円多い金額を人件費として入力していたため、算定された技術経費及びその技術経費を含んだ業務原価を基礎として算定されている一般管理費が合計で1,249万円過大となっていた。本積算誤りは単純なミスにより生じたものと考えられることから、統制上の問題点の洗い出し等、再発防止のための取り組みを実施されたい。

〔措置の内容〕

指摘された技術経費の積算誤りについては、今後、このような技術経費の積算誤りの再発を防止するため、平成26年1月の委託業務等マニュアル作成委員会において、設計書（電子ファイル上）にリンク付けを行って積算が確実に反映されるようにするとともに、チェック体制を反映したものへと委託業務マニュアルを改訂するなど、改善に向けた対応を図りました。

10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について

ア 「事業報告書」における「収支報告」について（指摘）

〔指摘の要旨〕

指定管理業務に係る実績について、指定管理者は、「事業報告書」を提出しているが、「平成23年度収支状況報告書」の内容に改善すべき不明な点があった（自主事業収入に係る経費及び増減理由等）。その主たる原因は、指定管理業務である貸館事業（プール、トレーニングルーム、会議室等の貸館事業）と自主事業等の区分経理に基づく事業報告がなされていないことにあり、事業ごとの収益と原価・費用を対応させて担当課へ報告するルールが確立していなかったことによるものとする。

今後は、指定管理者からの事業報告書の提出に当たっては、貸館事業や自主事業等について、それぞれの事業収益及びそれらに対応する事業原価・費用の状況を一定の様式注に基づき、前期との増減分析の説明を付して、担当課へ提出するルールを確立されたい。このような詳細な報告内容がない限り、指定管理業務の各事業におけるサービス提供のコスト分析と評価は実質的にできるものではない。指定管理者制度の導入趣旨であ

る施設サービスの質の向上とサービス提供コストの低減または適正化の目標を再度認識し、指定管理者及び指定管理業務の効率的で効果的な評価手法としての収支状況の報告ルールを再構築することが強く求められている。

注：事業別の予算決算対比表の一定の様式については、監査報告書の148頁を参照。

〔措置の内容〕

指定管理業務全般の適正な実施に向けて、平成25年3月に、環境局指定管理業務改善検討委員会を設置し、対策を検討しました。

こうした検討を経て、平成24年度指定管理業務に係る事業報告書の提出に際して、指定管理業務と自主事業を区分経理するとともに、収入や費用に係る項目の内訳を記した収支状況報告書や前年度との増減分析の説明を付した書類の提出を求めました。また、今後は、事業報告書を提出する際には、区分経理された収支状況報告書を提出するとともに、内容を説明することを確認しました。

イ 備品等の管理台帳の状況について（指摘）

〔指摘の要旨〕

指定管理者は、備品等を適正に管理するために管理台帳を作成し、常に良好な状態で使用することが求められている（同協定書第19条第4項）。このような備品等の管理状況について分析した結果、プール利用者の利便に直接資する「寝いす」など、使用不能な備品が存在した（25点、約100万円）。

したがって、市担当課は、利用者の施設・設備利用についてその利便を損なうことがないように、担当課として指定管理者の備品管理状況に日頃から留意するなど、備品等に係る適正な台帳管理及び実物管理について、指定管理者への指導及び担当課としての廃棄処理・新規取得等の会計処理を実施されたい。

〔措置の内容〕

平成25年3月に、指定管理施設において指定管理者が立会いのもと、指摘のあった使用不能な備品も含めた使用状況のチェックを行いました。チェックにより、使用不能となっている机等の備品を確認した上で順次廃棄しており、平成26年3月までに廃棄処理を完了する予定です。また、廃棄処理に伴い、利用者の利便性に影響が出ないように、必要な備品を新規に取得しました。

今後に向けた対応として、老朽化等により備品が使用できなくなった場合においては、月1回のミーティングの場で指定管理者から市に報告することにするなど、備品管理体制を改めました。

② 指定管理料等の確定手法について（指摘）

〔指摘の要旨〕

ア. 平成23年度指定管理料の合意について

基本協定によると、指定管理者が指定管理業務を確実に実施し、かつ、経営努力により剰余金が適正に生み出されたと判断した場合には、精算による返還は求めないとして

いる（第12条第5項）。平成23年度の剰余金が、「指定管理業務を確実に実施し、且つ乙の経営努力により生み出された剰余金」と認定できるかどうかについて、再度、指定管理業務の事業評価を行なわれたい。

イ．平成23年度プール休止期間の影響額等の精査について

平成23年度決算データ及び前年度決算との増減分析に基づき、プール休止の影響割合を算定し、これを準用して、平成23年度の収支計画の各項目から、4か月間の影響額を試算した。その結果、収支差額の影響額は、4,831千円であり、指定管理者と交渉する際の基礎数値とすべきであった。

ウ．平成23年度予算・決算の計上漏れ及び計算誤りについて

市担当課においては、本報告書の内容及び外部監査人と指定管理者とのヒヤリング内容等をも踏まえて、平成23年度及び理論的に遡及すべき年度において、指定管理者の提案した「収支予算書」の内容に示される基本的な算定ルール等と相違するルールに原因を有する剰余金について（平成23年度合計：22,784千円）、十分に精査を行い、指定管理料の精算または剰余金の返還を交渉されたい。

また、剰余金を繰越す処理について収支計算書上でも明らかにし、その剰余金の発生源の分析と適正性の評価を実施すべきである。そのためには、指定管理業務の予算決算の内容について、事業別に収支報告書を作成し、増減分析等を実施する必要がある。

〔措置の内容〕

平成24年度の評価は、過年度の予算・決算を対比する表の作成、確認などを行うことによって改善し、平成24年度の民間活用推進委員会にその旨の説明・報告し、了承を得ました。

平成23年度プール休止期間の影響額並びに平成23年度予算・決算の計上漏れ及び計算誤りについて、精査を行いました。その結果を踏まえた指定管理料の一部返還について指定管理者と協議を行い、平成25年11月に返還がありました。

また、指定管理者に対して、今後は事業別の収支報告をするようにと指導したところ、平成24年度以降からそのとおり実施・改善が図られています。

11. 事業用薬剤購入及び使用状況について

② 液化アンモニアガスの購入契約における使用内容について（指摘）

〔指摘の要旨〕

橘処理センターの液化アンモニアガスの発注（平成23年度：11,393千円）は、A・B群の2系列のボンベ群のうち一方のボンベ群のボンベ圧力が0.25Mpa（メガパスカル）になった時に、ボンベ群の補充のための発注が行われている。しかし、市の担当課において、購入量の4分の1に相当するガスの扱いが発注者として実質的に未認識のまま、契約事務を実施していた。したがって、仕様書上において、液化アンモニアガスの取替時の圧力換算使用残量及び圧力換算詰替え量を明示することにより、入札参加者に適正な情報を提供して十分な認識のもとで入札に参加されるよう、適切に誘導されたい。また、詰替え時にボンベに残った液化アンモニアガス（圧力換算で4分の1の量）の取扱いと財産的価値を把握して、仕様内容に反映することを検討されたい。その結果につ

いて、単価契約を前提とした設計金額に適正に反映するよう要望する。

〔措置の内容〕

平成26年度契約に向けて、液化アンモニアガスの取替時の圧力換算使用残量及び圧力換算詰替え量を仕様内容に明示した上で、単価契約を前提として業者から見積りを取得し、関係部署に契約を依頼する予定です。

なお、液化アンモニアガスは劇物・毒物に該当していることから、通常の実態では、安全の確保上、また、設備の構造上、ボンベ内に内容物の4分の1のガスを残した状態で取引を行っています。

12. 化学防護服・耐候性大型土嚢袋の管理について

① 消耗品としての出納管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

化学防護服等については、各処理センターでの在庫量と需要量把握後に、本庁庶務課において一括購入し、各処理センターに直接納付され、現物管理は各処理センターの所属担当者に委ねられている。それらの現物の保有高や保管状況が、出納保管管理上、台帳管理の面で把握されていない。したがって、原則として、物品会計規則に規定される出納手続及び消耗品出納簿への記帳を行われたい。ただし、経済性及び効率性の観点からは、諸規定の弾力的解釈か、または、記帳の省略の範囲を合理的に追加すること等により、一時点での出納管理とするか、または、出納簿記帳の制度的な省略という運用が検討されることも考えられる。

〔措置の内容〕

化学防護服等については、物品会計規則に基づき、平成26年4月1日からすべての出納手続は、財務会計システムにより行うこととし、下記のスケジュールにより実施することとしました。

・平成25年12月に支給品の手引の改定を実施（平成26年3月運用開始※出納管理に関する事項を追記）

- ・平成26年2月末現在の在庫調査を実施
- ・平成26年3月1日から財務会計システムによる出納管理の試行運用を開始
- ・平成26年3月中に環境局内全所属の在庫数量を消耗品出納簿へ反映
- ・平成26年4月1日から財務会計システムによる出納管理の本格運用を開始

II-3. 埋立処分業務について

1. 海面埋立業務委託について

イ FCS駆動用発電機の交換について（指摘）

〔指摘の要旨〕

FCS駆動用発電機の交換については、平成23年度の委託契約及び同仕様書に定められているため、委託業者が実施した。業務委託で取り替えた設備についても、FCSの延命化にも資するものであるため、公有財産（工作物）の新たな取得および旧設備の

廃棄という手続を実施する必要がある。

したがって、今回のように業務委託費の中で設備の主要な一部を取り替えた場合に、工事請負費での財産の廃棄や取得ではないが、実質的には財産の新たな取得と見做される場合は、公有財産台帳上の必要な廃棄及び取得手続を行われたい。

〔措置の内容〕

公有財産台帳の処理を平成25年2月に行い、新たに交換した発電機を新規掲載し、一式で掲載されている「薄層散布設備」から発電機相当分の価額を差し引いて掲載しました。

また、設備の一部を取り替えた場合の公有財産台帳の今後の処理については、法人税法・基本通達の「資本的支出と修繕費」の考えに基づき実施します。

II-4. 廃棄物指導業務について

1. 廃棄物指導業務について

イ 搬入チェックの問題点について（指摘）

〔指摘の要旨〕

処理センターにおけるごみの内容物審査において、ごみの種類のチェックを中心に審査しているが、その搬入者が廃棄物処理業許可を有する業者であるかどうかという、搬入業者の属性の適正性まで、実際にはチェックしていない。その結果、廃棄物処理業許可を有しない搬入業者（廃掃法第7条違反）を長年、見過ごし、直近で、一般廃棄物処理業許可申請に対して、許可を与えてしまった事例を把握した。

以上のことから、処理計画課、減量推進課、廃棄物指導課及び処理センターは、次のことを検討し、多量排出事業者等及び許可業者に対する適正な調査及び指導を実施されたい。

i 各処理センターでの内容物審査では、搬入事業者の属性チェックにも重点を置き、長年無許可で処理センターへ搬入していた蓋然性が高い事業者に対して、減量推進課による調査・指導等を適正に行うためのデータを整備されたい。

ii 処理計画課では、内容物審査等における搬入事業者等のチェックについて、その実施の現状を調査し、その趣旨を徹底する。また、内容物審査報告書等の情報は、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の指導を行う減量推進課や許可業者の立ち入り指導等を行う廃棄物指導課へ、適時適切に情報提供を徹底されたい。

iii 減量推進課は、処理計画課からの月次情報等を活用して事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量化と適正排出及び処理センターへの適正搬入に対する調査・指導等に一層推進されたい。

iv 廃棄物指導課では、許可業者の許可に際しては、特に今回の事例のような個人事業主の許可申請に当たり、許可制度の健全な運営のため、規則等に基づき、厳正に審査されたい（廃掃法第7条第5項第2号及び第3号）。当該事業者における、従来からの事業内容からすれば、許可処分そのものに疑問がある。

〔措置の内容〕

更なる不適正搬入防止に向けて、処理センターにおいては、内容物審査の充実を図り、

自己搬入事業者の搬入に際しては、「不自然に搬入量の多いケース」や「搬入物から自己搬入にそぐわないもの（申請内容と異なるもの等）が見受けられるケース」等の観点からの審査を強化し、その事業者の情報、データ等を処理計画課へ伝達する仕組みを平成25年5月までに整備しました。また、処理計画課においては、処理センターからの情報、データ等を整理し、集約し、及び分析するとともに、適時適切に指導部門へ情報提供を行い、指導部門においては、伝達された情報に基づき、必要に応じて立ち入り調査を行うなど、不適正搬入防止に向けた体制づくりについても平成25年5月までに進めました。

イ 搬入チェックの問題点について（指摘）

〔指摘の要旨〕

処理センターにおけるごみの内容物審査において、ごみの種類のチェックを中心に審査しているが、その搬入者が廃棄物処理業許可を有する業者であるかどうかという、搬入業者の属性の適正性まで、実際にはチェックしていない。その結果、廃棄物処理業許可を有しない搬入業者（廃掃法第7条違反）を長年、見過ごし、直近で、一般廃棄物処理業許可申請に対して、許可を与えてしまった事例を把握した。

以上のことから、処理計画課、減量推進課、廃棄物指導課及び処理センターは、次のことを検討し、多量排出事業者等及び許可業者に対する適正な調査及び指導を実施されたい。

i 各処理センターでの内容物審査では、搬入事業者の属性チェックにも重点を置き、長年無許可で処理センターへ搬入していた蓋然性が高い事業者に対して、減量推進課による調査・指導等を適正に行うためのデータを整備されたい。

ii 処理計画課では、内容物審査等における搬入事業者等のチェックについて、その実施の現状を調査し、その趣旨を徹底する。また、内容物審査報告書等の情報は、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の指導を行う減量推進課や許可業者の立ち入り指導等を行う廃棄物指導課へ、適時適切に情報提供を徹底されたい。

iii 減量推進課は、処理計画課からの月次情報等を活用して事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量化と適正排出及び処理センターへの適正搬入に対する調査・指導等に一層推進されたい。

iv 廃棄物指導課では、許可業者の許可に際しては、特に今回の事例のような個人事業主の許可申請に当たり、許可制度の健全な運営のため、規則等に基づき、厳正に審査されたい（廃掃法第7条第5項第2号及び第3号）。当該事業者における、従来からの事業内容からすれば、許可処分そのものに疑問がある。

〔措置の内容〕

多量排出事業者等及び許可業者に対する適正な調査及び指導の実施を目指し、処理計画課、減量推進課、廃棄物指導課及び処理センターによる合同会議において、平成25年3月に、内容物審査等の手法や情報の共有化に係る検討を行いました。

その結果に基づき、減量推進課は処理計画課から内容物審査等の情報を入手し、平成25年5月から随時、排出事業者に対する調査・指導を実施しています。

今後も引き続き、この手法により、排出事業者に対する調査・指導を継続して実施し、事業系一般廃棄物の更なる減量化と適正排出及び処理センターへの適正搬入を一層推進していきます。

イ 搬入チェックの問題点について（指摘）

〔指摘の要旨〕

処理センターにおけるごみの内容物審査において、ごみの種類のチェックを中心に審査しているが、その搬入者が廃棄物処理業許可を有する業者であるかどうかという、搬入業者の属性の適正性まで、実際にはチェックしていない。その結果、廃棄物処理業許可を有しない搬入業者（廃掃法第7条違反）を長年、見過ごし、直近で、一般廃棄物処理業許可申請に対して、許可を与えてしまった事例を把握した。

以上のことから、処理計画課、減量推進課、廃棄物指導課及び処理センターは、次のことを検討し、多量排出事業者等及び許可業者に対する適正な調査及び指導を実施されたい。

i 各処理センターでの内容物審査では、搬入事業者の属性チェックにも重点を置き、長年無許可で処理センターへ搬入していた蓋然性が高い事業者に対して、減量推進課による調査・指導等を適正に行うためのデータを整備されたい。

ii 処理計画課では、内容物審査等における搬入事業者等のチェックについて、その実施の現状を調査し、その趣旨を徹底する。また、内容物審査報告書等の情報は、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の指導を行う減量推進課や許可業者の立ち入り指導等を行う廃棄物指導課へ、適時適切に情報提供を徹底されたい。

iii 減量推進課は、処理計画課からの月次情報等を活用して事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量化と適正排出及び処理センターへの適正搬入に対する調査・指導等に一層推進されたい。

iv 廃棄物指導課では、許可業者の許可に際しては、特に今回の事例のような個人事業主の許可申請に当たり、許可制度の健全な運営のため、規則等に基づき、厳正に審査されたい（廃掃法第7条第5項第2号及び第3号）。当該事業者における、従来からの事業内容からすれば、許可処分そのものに疑問がある。

〔措置の内容〕

一般廃棄物処理業の許可申請については、今後も厳正に審査するとともに、個人事業主の経理的・財政的基礎についての判断をよりの確に行うため、許可申請に係る事務取扱要領を平成26年度7月を目処に改正していきます。

II-5. 物品管理について

1. 物品管理について

① 生活環境事業所等における貸与被服の在庫管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

労務課所管の貸与被服については、職員の異動等（異動、休職及び長期療養の病気休

職等)によって、貸与の対象ではなくなったときには遅滞なく労務課に所属長を通して返納することとなっているため、環境局の所属に在庫は存在しない(被服貸与規則第6条第1項)。しかし、生活環境事業所及び処理センター等に対する監査の結果、各所属において、中古被服及び未使用品(新品)の在庫が存在していることが分かった(平成24年10月現在)。

i 中古被服の在庫：943枚、301万円

ii 新品被服の在庫：2,303枚、750万円

したがって、環境局は、労務課所管の貸与被服の取扱いについて、労務課と協議し、事実上在庫管理している新品の被服を被服貸与規則等に基づいて返納するのか、また、中古の被服は処分すべきであるのか、それとも、労務課から環境局関連所属長への、いわゆる「保管換え」(物品会計規則第39条参照)の準用により対応するのか、または、環境局のごみ収集・運搬等業務の特殊性を考慮し、現在の被服保管の原因等に対応して、一定のルールのもとで受払管理をすることを前提に所属での保管を認めるのかなど、明確なルールの創設に努力されたい。

[措置の内容]

平成25年4月1日時点で各事業所で保管している新品被服については、平成25年度の被服定期配布(5月、9月、10月)から各事業所の申請数量に対して、まず、各事業所で保管している新品被服を貸与し、その後の不足分を総務局労務課から貸与を受けることにより、新品在庫の解消を図ることとしました。平成25年度の定期配布終了後に残った被服については、年度末にすべて労務課へ返却する予定としておりますが、平成26年2月末時点の在庫調査の結果、在庫が多く存在する場合は、平成26年度も継続実施するかについて、今年度中に労務課と協議の上で決定します。

また、平成25年4月1日時点で各事業所で保管している中古被服については、川崎市被服貸与規則第13条に基づき、今後各事業所で任用する非常勤職員及び臨時的任用職員へ貸与するなどの再活用を行うこととしました。

退職や異動に伴い返却された新品被服については、原則労務課へ返却することとします。ただし、未使用であっても新品としての再貸与が不可能と労務課が判断した場合は、中古被服として対応することとしました。

また、退職や異動に伴い返却された中古被服については、劣化のひどい被服は、各事業所において処分し、再活用が可能な被服については、川崎市被服貸与規則第13条に基づき、各事業所で任用する非常勤職員及び臨時的任用職員へ貸与するなどの再活用を行うこととします。

③ 生活環境事業所等における局独自被服の管理について(指摘)

[指摘の要旨]

労務課所管の被服だけでは環境局の現場作業の際に着用する被服としては十分ではないため、環境局が独自に調達している。生活環境事業所の会議室に在庫として保管している被服を調査し、集計した結果、耐火用防寒衣及び中編靴等の被服が297アイテムで、金額換算すると約176万円であった。

このような環境局独自の貸与被服については、労務課所管の貸与被服の範疇から外れているため、原則として、物品会計規則に規定される出納手続及び消耗品出納簿への記帳を行わなければならない。現在の出納記録が存在しない状況では、上記の在庫の存在が簿外という位置付けになり、在庫品の杜撰な管理という誹りを免れない。環境局独自の被服の適正な出納処理及び保管管理について認識を再確認し、規則に従った事務処理を行われたい。

なお、上記のような合規性監査の指摘事項を踏まえながらも、局独自の被服管理の効率性と現実には局独自の被服に係る受払簿管理の実態を考慮すると、物品会計規則等の解釈により、購入した被服の出納は受け入れて即払い出す処理をするか、または、規定の改正により、出納簿管理を省略する事例のひとつとするか、いずれかの判断を行うことが現実的な解決策であると考ええる。

〔措置の内容〕

環境局独自の貸与被服については、物品会計規則に基づき、平成26年4月1日からすべての出納手続は、財務会計システムにより行うこととし、下記のスケジュールにより実施することとしました。

・平成25年12月に支給品の手引の改定を実施（平成26年3月運用開始※出納管理に関する事項を追記）

- ・平成26年2月末現在の在庫調査を実施
- ・平成26年3月1日から財務会計システムによる出納管理の試行運用を開始
- ・平成26年3月中に環境局内全所属の在庫数量を消耗品出納簿へ反映
- ・平成26年4月1日から財務会計システムによる出納管理の本格運用を開始

ア 消耗品出納簿の管理状況について（指摘）

〔指摘の要旨〕

現在市内には環境局が維持管理を行っている公衆トイレは15か所あり、そのうち、溝口駅前広場公衆トイレは業務委託により維持管理を行っているため、残りの14か所の公衆トイレを5つの生活環境事業所が維持管理している。

公衆トイレの維持管理に必要な消耗品のうち、主たるものはトイレトーパーである。トイレトーパーは各生活環境事業所でその必要量を年間で数回に分けて購入している（年間18回に分けて38,460個を1,675千円で購入している。）。

5つの生活環境事業所はすべて、消耗品出納簿への記帳を行っていない。

各生活環境事業所は、公衆トイレの維持管理用として大量のトイレトーパーを複数回に分けて購入し、払出しを行って、事実上の在庫管理も行っているため、物品会計規則に従って消耗品出納簿に記帳し、出納管理を適正に実施されたい。

〔措置の内容〕

平成25年4月から、公衆トイレのトイレトーパーに係る消耗品出納簿を作成し、物品会計規則に従った事務処理に改善しました。

⑤ ミックスペーパー手提げ袋の管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

ミックスペーパー手提げ袋は、平成 21 年度に消耗品費の執行により、購入された（40,000 枚、814,800 円）。その目的は、ミックスペーパー分別排出の普及広報のためである。

ミックスペーパーのモデル事業が全市に拡大し、その分別収集の完全実施に向けて、局を挙げて努力している時期であるからこそ、財務管理についても十分に実施すべきである。すなわち、出納簿への登載と現物の管理を併せて実施されたい。なお、担当課による今後の在庫管理及び配布予定は次のとおり。

i 減量推進課及び生活環境事業所ごとに、保管するミックスペーパー手提げ袋の台帳を作成し、適正な在庫管理を徹底する。

ii 平成 25 年 2 月以降に開催する、収集体制見直しに伴う住民説明会（1,000 回程度の開催予定）等において、説明用資料や啓発品と併せて活用するなど、今後は、様々な場面で計画的かつ効果的に使用する。

〔措置の内容〕

ミックスペーパー手提げ袋をはじめ、啓発物品等については、平成 25 年 3 月までに管理を徹底するよう周知するとともに、計画的かつ有効に使用するため、各生活環境事業所において管理台帳を作成し、管理の適正化を図りました。

また、収集体制変更に伴う住民説明会や相談窓口、市民まつりなど各種イベント時における啓発用品として使用するなど、平成 25 年 3 月から有効活用を図っているところです。

今後においても、物品の適正な在庫管理と計画的かつ有効な使用に努めていきます。

ア 工事で設定した備品の管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

工事請負費の執行により整備した財産が、品目的にも性質的にも備品の概念に含まれる場合には、公有財産として台帳管理するのではなく、備品出納簿（物品出納員の管理）や備品整理簿及び備品使用票（物品管理者）、重要物品（100 万円以上の取得価格の物品）である場合には重要物品整理票兼管理簿に登載することが求められている（物品会計規則第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項、第 58 条第 1 項）。

このような財産管理や物品管理の原則的考え方に沿わない事務処理がなされている実態等が生活環境事業所等の現場視察の際に把握されたため、備品管理及び公有財産管理を徹底されたい（庁舎各室の天井付近の壁に工事請負費で取り付けられた空気調整器（パッケージ型エアコン）等の財務管理）。

〔措置の内容〕

財産区分の登録については、品目や形状に合わせて、適切な区分となるよう関係各課で確認をし、平成 25 年 4 月 1 日付けで変更を行いました。

具体的には、中原生活環境事業所において、給湯器については、備品から建物の一部に変更し、空気調整機については、建物の一部から備品に変更を行いました。また、今

後は、財産区分に応じた適正な財産管理を行っていきます。

II-7. 収入未済（債権）管理について

1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について

イ 法的手続の必要性について（指摘）

〔指摘の要旨〕

長期滞納者については、催告を繰り返せばそれで足りるというものでもない。債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求しなければならない（地方自治法第 240 条、同施行令第 171 条の 2 第 3 号）。そして、相当の期間とは 1 年程度が目安になる。

〔措置の内容〕

長期滞納者への対応において、催告を繰り返しても進展がない債権や 1 年を経過した債権については、事案ごとに、法令等に基づき、関係部署が連携して立入指導を行い、納付計画の策定を促すことで、債権管理の強化を図っていきます。

ウ 搬入停止措置の是非について（指摘）

〔指摘の要旨〕

搬入事業者が受入基準に従わない場合には、事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる（条例第 27 条）。受入基準については、規則第 12 条に列挙されているものの、手数料の滞納による搬入停止措置は明記されていない。手数料の滞納による搬入停止措置は、事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱に規定されている。

このような搬入停止措置は、未収手数料を増大させないという点において実効性の高い措置ではあるが、搬入の機会を奪うという点において、事業者への影響は極めて大きい。そのため、市の内部規定にすぎない要綱で規定すべき事項ではなく、条例において明記すべきである。

また、未収手数料を増大させないという目的達成のためには、即納扱い（手数料の都度払い）への切り替えで足りるものと考えられる。

したがって、搬入停止措置を条例において明記するとともに、長期滞納事業者に対しては、即納扱いへの切替えを検討したうえで滞納が解消されない場合にのみ搬入停止措置を講ずる等、実効的な滞納解消策を検討し、事務要領の見直しをされたい。

〔措置の内容〕

平成 25 年度当初から、長期滞納者に対する即納（搬入時での手数料の納付）の取扱いへの切替えを含め、法令等に基づく適切な滞納債権対策を関係部署で検討しており、平成 25 年度末までに「滞納債権対策マニュアル」を策定し、改善を図っていきます。

ア 延滞金債権の調定について（指摘）

〔指摘の要旨〕

局は、廃棄物等処理手数料について、納期限後に納付がなされた場合、市税の例により延滞金の徴収をすることとなる（督促条例第 3 条）。これに対して、浮島処理センター及び堤根処理センターにおいて、平成 23 年度の事業系一般廃棄物等処理手数料について、延滞金が発生しているにも関わらず、調定していないケースが把握された。したがって、浮島処理センター及び堤根処理センターにおいて既に発生している延滞金については、すみやかに調定されたい。

〔措置の内容〕

延滞金債権の調定漏れが判明した所管課に対しては、調定を起票するよう指導を行い、平成 25 年 11 月までに、改善が図られていることを確認しました。

ア 不納欠損処分の詳細な理由の明示について（指摘）

〔指摘の要旨〕

廃棄物等処理手数料は、公債権として管理されており、5 年の消滅時効期間の経過により、債務者の援用なく消滅する（地方自治法第 236 条第 2 項）。債権が消滅した場合、不納欠損処理を行う必要がある。その際には、「その都度詳細な理由」を記載しなければならない（会計規則第 58 条第 1 項）。これに対して、督促経過について何ら記載がないものや「電話連絡とれず。所在不明。」とのみ記載されたものがみられた。このような記載のみでは、どのような債権管理がなされて不納欠損に至ったのか、時効中断効が認められる事由はないのか等、不納欠損すべきか否か適切に判断することができない。

以上から、不納欠損処分伺書の作成にあたっては、適切な債権管理を行ったが不納欠損に至った詳細な理由を明示されたい。

〔措置の内容〕

適切な不納欠損の事務処理について、平成 25 年 3 月及び 7 月に研修を行うことにより、周知徹底を図りました。これにより、平成 25 年 3 月以降に起案した不納欠損処分伺書では、詳細な理由が記載されていたことが確認され、改善が図られました。また、平成 25 年度末までに「滞納債権対策マニュアル」を策定し、その中に、不納欠損処分伺書へ不納欠損に至った詳細な理由を記載すべきことについて明記します。このことについて、関係部署へ通知するとともに、定期的な研修の実施等により、適正な不納欠損処理を含め、適切に債権管理を行うことのできる体制を整えます。

イ 不納欠損処分の時期について（指摘）

〔指摘の要旨〕

多摩生活環境事業所において、平成 13 年度から平成 19 年度調定の延滞金（合計 1,294 千円）に係る不納欠損の処理が適切になされずに、翌年度へ繰越調定されていた。これらの延滞金のうち、一部については債務承認による時効中断が認められる余地があるものの、大半は時効が完成していた。また、他の生活環境事業所における平成 23 年度不納欠損処分伺書にも、平成 22 年度以前に不納欠損すべき債権が存在した。

消滅した債権であるにも関わらず、漫然と催告を続けるなどして債権管理を継続することは、債権管理の効率化を阻害する。したがって、消滅した債権については、適時かつ適切に、不納欠損処分を行う必要がある。これに関しては、不納欠損処分について、事務要領に記載がなされていないため、事務要領に記載することにより、各処理センター及び生活環境事業所の認識を改めるよう要望する。

〔措置の内容〕

適切な不納欠損の事務処理について、平成25年3月及び7月に研修を行うことにより、周知徹底を図りました。これにより、平成25年4月に、既に不納欠損を行う必要があった債権について適切に処理を行い、改善が図られました。また、平成25年度末までに「滞納債権対策マニュアル」を策定し、その中に、不納欠損処理に係る事務について明記します。このことについて、関係部署へ通知するとともに、定期的な研修の実施等により、適正な不納欠損処理を含め、適切に債権管理を行うことのできる体制を整えます。

2. 火災ごみの撤去・運搬費用等請求に伴う収入未済（債権）管理について

ウ 法的手続きについて（指摘）

〔指摘の要旨〕

本件債権について、交渉記録等によると、再三催告を繰り返していることは事実であるが、いまだ回収されない状況であり、これまでのような催告を繰り返していることが訴訟手続により履行を請求しないことの理由とはならない。市は、すみやかに訴訟手続による履行の請求を検討するべきである。

〔措置の内容〕

これまでの催告行為については、今後も継続して実施するとともに、消滅時効期間までの間に、訴訟手続による履行の請求等について検討を行っていきます。

III リサイクル推進に係る監査結果について

III-1. 資源物のリサイクル推進について

1. 資源物及び粗大ごみの収集・運搬及び処理業務委託等について

ア 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

（ア）収集保留状況報告書の未作成について（指摘）

〔指摘の要旨〕

宮前生活環境事業所管内の業務委託に係る報告書等を閲覧したところ、作業日報の備考欄に「取り置き件数」の記載はあるものの、「収集保留状況報告書」の記載はなされていなかった。これは、取置き件数が多いため、未作成となっているということである。また、多摩生活環境事業所管内の空き瓶収集運搬業務委託の作業月報には、収集保留件数の記載も省略されており、空き瓶排出の実態が把握できない状況であった。

したがって、「空き瓶収集運搬業務マニュアル」の中で作成が指示されている「収集保留状況報告書」の作成の趣旨及び目的を再度確認し、空き瓶の排出実態や業務委託の遂

行状況等を把握するための重要なデータと考えられる当該データ作成を徹底されたい。

〔措置の内容〕

空き瓶収集運搬業務における「収集保留状況報告書」の作成については、平成25年6月中に各生活環境事業所長及び各委託業者の業務責任者に対して、周知徹底を図りました。なお、小物金属、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装収集運搬業務においては、平成25年1月及び2月に開催した業務責任者研修において、「収集保留状況報告書」の作成の趣旨及び目的を説明して周知徹底を図ったところですが、今後は、空き瓶収集運搬業務においても同様に、業務責任者研修において周知徹底を図っていきます。

更に、各生活環境事業所が日報における件数と「収集保留状況報告書」の内容を精査しているところですが、この結果を踏まえて、適正排出につながるよう、平成25年度中に生活環境事業所用の事務処理マニュアルを作成します。

イ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

(ア) 有資格者の確認状況について（指摘）

〔指摘の要旨〕

仕様書では、業務遂行に当たって必要な資格を明示しているが、その明示された資格の一部（廃棄物処理施設技術管理者）について、提出が遅れていた。当該業務委託の契約相手方は協同組合であるため、なおさら、組合内部の業務実施体制について、相当な注意義務をもって担当課はモニタリングを実施されたい。

〔措置の内容〕

指摘を踏まえ、他の契約についても資格等の提出書類の確認を平成25年4月に実施しました。今後も、適正に受託者内部の業務実施体制を継続的に確認するよう努めていきます。

III-3. 粗大ごみの収集業務について

1. 粗大ごみ処理券の管理状況について

ア 郵便局における粗大ごみ処理券の管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

郵便局における粗大ごみ処理券の取扱いについては、受払簿の記帳の定めがない。粗大ごみ処理券の受払の管理については、事実上、各郵便局の管理手法に任せているのが現状である。

平成23年度における郵便局用粗大ごみ処理券の印刷枚数、郵便局売り捌き枚数、年度末時点の在庫枚数及び収集計画課における在庫枚数の状況によると、郵便局で使用した粗大ごみ処理券の枚数50,871枚と郵便局の在庫の枚数34,691枚の合計枚数が85,562枚であることが分かる。収集計画課所管の在庫枚数25,200枚と合計すると、110,762枚となり、印刷枚数である120,000枚との差異が、9,238枚発生している。

したがって、収集計画課は、郵便局による粗大ごみ処理券取り扱いの協力の経緯を尊

重しなければならないが、粗大ごみ処理券という金券類の取扱いに慎重な手続きを要求されるべきであることの認識を双方で共有し、今後は、郵便局における粗大ごみ処理券の出納管理の再構築（出納簿記録の備付と循環的な調査・指導等）に努められたい。また、7 郵便局が返送枚数表を提出していないことなど、現在の報告制度上でも、運用面に重大な問題がある点を徹底して改善するよう努められたい。

〔措置の内容〕

平成25年12月までに郵便局側と協議を行い、粗大ごみ処理券の取扱いを慎重に行うことについて確認を行いました。また、今後も引き続き、管理方法（出納簿記録、継続的な調査など）について、郵便局側と共有できるよう調整していきます。

なお、前年度分の未使用の粗大ごみ処理券及び返送枚数表については、平成25年4月までに、すべての郵便局からの提出を確認しました。

平成24年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について】

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-1. ごみ収集・運搬業務及び廃棄物中継業務について

1. 生活環境事業所における普通ごみ等の収集・運搬業務等について

ア 収集計画策定における「基準作業」と実質基準の活用について（意見）

〔意見の要旨〕

現在、収集計画の基礎となっている「基準作業」の数値は、全生活環境事業所に亘って一律に適用されている形式的な基準といえることができる。一方、各生活環境事業所での現場視察の結果、現在の収集計画等策定の基本である基準作業という、車両の積載能力に対応した人員の張付け基準だけでは、収集計画及びそれに基づく作業編成の策定上、各生活環境事業所の作業環境の主要な特徴をすべて汲み取ったことにはなりえないと考えた。そして、基準作業という形式的基準以外にも、生活環境事業所の所管する地域の様々な特徴を反映した収集計画等が策定されるべきであり、そのためにも、新たに、収集計画等の策定上、重要な実質的要素を加味した判断基準を認識し、基準として追加確立することが求められる。また、様々な実質的な基準は、収集計画等の策定上、加味すべき重要な考慮要件であるだけでなく、各生活環境事業所に対する体系的な評価指標にもなり得るものである。

したがって、収集計画等の策定の際には、形式的な基準作業だけではなく、各生活環境事業所の作業環境や作業実態をよりよく反映する実質基準を加味して、業務実施体制等を見直すことができるモニタリング・評価体制を構築することを要望する。

〔措置の内容〕

平成25年4月から、各生活環境事業所ごとの搬入先との距離等の作業特性を分析した新たな基準作業に基づく車両配置・人員配置を行っています。

今後は、平成27年4月からの3処理センター化に伴い、各生活環境事業所の作業内容が変わることから、このタイミングで再度分析の上、基準作業等の見直しを検討していきます。

イ 実質基準の採用の具体的提案について（意見）

〔意見の要旨〕

一般廃棄物処理基本計画上の目標指標である「1人1日ごみ排出量」の目標値を達成するための展開式を一例として提案する。以下の展開方法によると、単に外部向けの指標ではなく、内部的な環境行政の努力に係る可視化指標となる。最終的には、このような細分化された指標に基づき、各生活環境事業所の努力を促し、本庁部門としても目標達成の努力が目に見えるように管理していくことで、効率的で効果的な環境行政の推進につながるものと期待される。

〔措置の内容〕

これまでの現状では、各生活環境事業所管内から排出される普通ごみ量を想定し、配置基準等に基づき車両及び人員を配置しており、資源物分別の拡大等のタイミングを捉えて見直しを図ってきたところです。

今後は、各生活環境事業所の人員配置や車両配置を適切なタイミングで見直す際に、今回提案のあった指標の活用を、本市の実態と状況に即しながら図り、目標達成の見える化と進捗管理が図れるようにしていきます。

ウ 実質基準を採用した分析例と指標化について（意見）

〔意見の要旨〕

イで説明した内容の分析を、平成 23 年度数値に基づき実施した。一般廃棄物処理基本計画上の行動目標である 1 人 1 日ごみ排出量は、中原生活環境事業所が最も小さい 503.01 g、南部生活環境事業所が 603.65 g と、おおよそ 2 割の乖離が存在する。局は、推進しており、来年度には週 3 回の普通ごみの収集日を週 2 回へと変更する施策を打ち出している。それらの施策により、ごみの発生抑制が更に加速することが期待されているが、各生活環境事業所の管内から排出される市民 1 人・1 日当たりのごみ量が、他の生活環境事業所の当該原単位当たりごみ量と比較した時に、より少ないものであるかどうかを指標化することは、今後、係ごとによどのような業務に重点を置いて日々の業務を実施することが求められるかのヒントを与える。（なお、各指標の分析は、監査報告書の 48～49 頁を参照。）

各指標の分析結果から、各生活環境事業所の数値に基づく特徴を把握することができ、それらの特徴に基づき、各生活環境事業所の課題や目指すべき内部努力の目標等が明確となる。このような内容を踏まえて、収集計画課などの本庁部門と各生活環境事業所は、自らの特徴（いわゆる「強み」と「弱み」等）を定性的にも、定量的にも把握し、内部の業務改善に寄与するデータとして、活用されることを要望する。

〔措置の内容〕

ここで示されている実質基準を採用した分析例と指標化、各種データ、各生活環境事業所についての特徴（いわゆる「強み」と「弱み」等）及び改善の視点などは、業務改善を今後進めていくに当たっての参考として活用していきます。

エ 作業編成方針の標準化及び作業編成表の効率化について（意見）

〔意見の要旨〕

現在、作業編成表は、各生活環境事業所にて独自のフォームを採用実施している。各作業編成表は、長年の経験に基づき非常に使いやすいものとなっているが、全庁的なモニタリングの視点からは、不統一であることで横断的な比較がしにくい問題がある。

作業編成表を統一し（少なくとも表示項目だけでも）、比較しやすい環境を整えることを要望する。将来的には作業編成表の内容をデータ化し、分析が行えるようにすることも視野に入れて整備を進めるよう要望する。

〔措置の内容〕

作業編成表の様式は、各生活環境事業所において、統一的なものとして改良されました。なお、モニタリングを実施する際には、別途調査票を作成しているため、作業編成表は特に使用しておらず、作業編成表のデータ化についてはその必要性を含めて、担当課長会議の場において、平成26年度中に一定の方向性が決められるように、検討を進めていきます。

オ 適切なモニタリングの実施について（意見）

〔意見の要旨〕

収集計画課または他の本庁部署が、生活環境事業所の業務実施に対して、適切なモニタリングを実施するためには、職務分掌上、特に配慮を要するものと考えられる。収集計画課の所掌事務として各生活環境事業所の業務実施に対するモニタリング等の実施を明記することで、円滑な評価業務が実施されることを要望する。

〔措置の内容〕

これまでも基準作業の見直し等の際にはモニタリングを実施してきたところです。今後も、平成27年4月の3処理センター化に伴う収集部門の車両配置及び人員配置の際に、各生活環境事業所の実態と状況を適正に評価するため、モニタリング等を実施していきます。

また、収集状況の把握を適切に行い、適正な評価を行うとともに事務改善や車両・人員配置の見直しの必要性を適宜に検討していきます。

ア 普通ごみ収集業務の時間分析及び標準作業類型化の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

現在、普通ごみの収集運搬作業の時間配分について、正式な記録が存在せず、収集業務の標準がない。今後、民間事業者による業務の実施との比較検討も踏まえて、より厳しい外部環境の変化が予測されることもあり、さらなる業務改善を行うことが求められる。そのため、収集作業を要素ごとに細分化し、時間数を把握し、それぞれの業務・活動ごとに、時間分析と評価を行うことを要望する。そのことにより、個別の業務・活動内容ごとに、市民サービスに与える付加価値の創出に対してどの程度、貢献したかについて、吟味することができるようになる。

〔措置の内容〕

これまでも、基準作業を見直す際には、各生活環境事業所の普通ごみの収集運搬作業の時間配分を確認するため、モニタリング調査を実施してきたところです。今後、平成27年度からの3処理センター化に伴い車両配置・人員配置の見直しを行いますが、その際にもモニタリング調査を行い、車両ごとに時間分析等を詳細に実施し、その結果を踏まえた基準作業を作成するよう、検討を進めていきます。

イ 人件費入力方法の統一の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

南部生活環境事業所、宮前生活環境事業所、多摩生活環境事業所の3拠点について、残業申請実績データを入手し、比較したところ、一般的な残業申請の分単位について、事業所間で明らかに異なる結果が見られた。残業申請ルールの不統一により、生活環境事業所職員間の公平性に差異が生じており、実態調査を行う必要がある。したがって、時間外勤務の報告については、統一した報告ルールを定めるとともに、労務管理部門等の統括部署で定期的にモニタリングを実施することを要望する。

〔措置の内容〕

平成25年7月に各生活環境事業所における時間外勤務命令申請に係る実態把握のための調査を実施しました。

調査の結果、各生活環境事業所において、同様の考え方で時間外勤務命令申請が行われていることを確認しました。引き続き、定期的なモニタリングの実施などにより、適正な執行に努めていきます。

ウ 職場環境改善に関する所属横断的会議体の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

更衣室のレイアウト、更衣室ロッカーの貸与、親睦会やサークル活動に対する支援体制等、事務事業そのものと直接かかわりのない職場環境の整備や改善は、各所長の判断によるところが大きい。その中で、宮前生活環境事業所では、余剰が生じたロッカーを売却処分し、更衣室の空いたスペースに土足禁止の高床を設置し、休憩所として利用している。この事例から判断すると、職員の意見調整を行い、職員利便性の最大化を図ることで、職場環境が改善し、作業効率が向上することが期待される。

適切な改革・改善を適時に実施しながら、試行錯誤を繰り返してより良い業務実施に寄与するためには、各職場での改革に関する情報交換を図ることが求められる。このような業務改革・改善に関する情報の流通のためにも、各生活環境事業所の庶務係を中心に構成される職場環境に関する横断的会議体（職場環境改善会議等）を設置することを要望する。

〔措置の内容〕

職場環境に関する横断的会議体の設置については、平成26年度中までに、所長会議等の機会を利用して検討し、方向性を決めていきますが、必要に応じて、業務改革・改善に関する情報共有や意見交換のためにも、各生活環境事業所の庶務係を中心にして継続的な連絡調整や連携を図っていきます。

ア 古紙回収について（意見）

〔意見の要旨〕

普通ごみ収集に際して、集積所にイレギュラーに排出される古紙をパッカー車の横に取り付けられた犬猫収集用バケツや助手席に入れて収集している。川崎市のルール上、古紙（新聞紙・雑誌・ダンボール）は町内会・自治会、PTA等の資源集団回収に出すこ

とが推奨されている。したがって、生活環境推進係と廃棄物減量指導員による適正排出の指導が徹底されることを要望する。

〔措置の内容〕

集積所に普通ごみとして排出された古紙類は貴重な資源であることから、焼却される普通ごみを削減し、資源を有効に活用するため、「廃棄物減量指導員活動ハンドブック」などを活用し、「3R推進デー」での排出指導や廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じて、資源集団回収の効果を説明するなど、生活環境推進係と廃棄物減量指導員による適正排出の指導の徹底に向けた取組を実践しました。

今後も、貴重な資源である古紙類が普通ごみとして排出されないよう、生活環境推進係や廃棄物減量指導員の意見を反映させて「廃棄物減量指導員活動ハンドブック」の改訂を行うなど、適正排出に向けた普及広報に取り組んでいきます。

イ 引越しごみの混入事例について（意見）

〔意見の要旨〕

普通ごみ等の直営収集に際して、引越予定の家庭から排出された普通ごみと併せて、小物金属類や粗大ごみが多数排出されるケースがあった。普通ごみの収集作業効率に大きな支障をきたしており、監査人が視察した収集箇所では、1か所の集積所における作業時間が10分を超えていた。

引越し情報の収集と不適正排出のリスク情報が適切に収集・把握されて、不適正排出のリスクが高いという兆候が事前に判断された場合には、生活環境推進係の職員が、事前に適時に対応する体制を整備することが重要である。生活環境推進係と廃棄物減量指導員等による適正排出の指導も徹底されるよう要望する。

〔措置の内容〕

引越しごみに関する不適正排出の防止に向けて、引越しシーズンにおいては、適正排出に関する広報の強化や、生活環境推進係と廃棄物減量指導員の連携による分別排出指導の強化などの対応を検討していきます。

ウ 空き缶・ペットボトル収集作業の前裁きとしての作業について（意見）

〔意見の要旨〕

空き缶・ペットボトル収集において、空き瓶を混入させて集積所に排出する事例が多く存在する。そのため、例えば中原生活環境事業所は、収集係の職員が収集前の袋の内容をチェックし、中に入っている空き瓶を取り除く作業を行っており、作業効率に問題がある。したがって、生活環境推進係と廃棄物減量指導員等による適正排出の指導を徹底されるよう要望する。

〔措置の内容〕

空き瓶の混入防止のため、不適正排出警告シールの貼付、ポスターによる排出方法等の周知などを実施するとともに、排出者が特定できた場合には、生活環境推進係と廃棄物減量指導員等により適正排出に向けた徹底した指導を改めて実施しました。また、こ

うした分別排出の徹底に向けては生活環境推進担当者会議や廃棄物減量指導員の会議等において周知徹底を図りながら、今後も引き続き分別ルールや排出マナーについての市民向けリーフレット等を活用し適正排出の周知・指導の徹底を図っていきます。

ア 生活環境推進系の業務機能強化の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

生活環境推進系の業務の範囲やその業務に対する役割期待は、ごみや資源物の適正排出や発生抑制等の達成のために、無限であり、現在の人員体制で効率よく効果的にこのような目的を追求しようとしているが、十分な成果達成のためには限界があるものと考えられる。したがって、生活環境推進系の業務の質と量を拡大するためにも、その職員の人材育成を体系的に実施し、適正排出と排出抑制等の目的のもとで、系の業務をより戦略的に実施されるよう要望する。

〔措置の内容〕

平成25年9月に収集体制の変更を実施しましたが、収集体制の変更に際しては、資源物と普通ごみの適正排出や発生抑制等の達成に向け、生活環境推進係職員の業務をより戦略的に実施するため、平成25年4月に「普及広報にあたっての基本的事項」を取りまとめ、関係職員への周知徹底を図りました。

今後も引き続き、資源物やごみの適正排出や発生抑制等の達成のため、生活環境推進係が行う業務を的確に把握・分析し、より戦略的に実施していきます。

イ 生活環境推進業務のデータ化の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

生活環境推進系の業務の報告は生活環境推進業務日報で行われているが、これらのインプットデータの出力・年間集計・業務ごとの分析・評価などが実施されていない。生活環境推進系の業務の重要性を具体的な業務実績データにより、評価・分析することは、戦略的な目標管理及び目的達成のための最適な手段の評価などのためにも、欠かせない業務である。

今後、生活環境推進系の業務の内容精査及び改善等に役立てるためにも、全生活環境事業所につき、推進業務実績のデータ化を行うことを要望する。

〔措置の内容〕

生活環境推進系の業務を戦略的に実行するため、生活環境推進系の業務内容を精査し、日報・月報のデータ項目及び報告書の作成手法等について、平成20年度から改善を重ね、業務実績のデータ化を進めてきました。

日報・月報データについては、平成25年度から年間集計を作成し、業務改善等に活用しております。

今後も引き続き、集計結果に基づく分析・評価等を踏まえて、生活環境推進系の業務内容の精査及び改善等を継続していくため、減量推進課と各生活環境事業所生活環境推進系の連携強化を図っていきます。

ア 運行前点検整備表のチェック方法について（意見）

〔意見の要旨〕

今後普通ごみ収集業務についても、分別が徹底されることにより、ごみ量が減少していくことが予想される。それに伴い、作業等の人員及び車両の減少が見込まれるが、車両整備業務の再雇用化だけではなく、委託化の方向性を検討することが必要となってくる。その際に、車両の点検・整備業務を細分化し、それぞれの業務の付加価値を把握し、評価することが必要となる。

しかし、現在の運行前点検整備業務に係る記録の実態では、かかる運行前点検整備の実質的な付加価値を全く把握することができず、運行前点検整備が必要であることを客観的に示す証拠が存在しない状況である。

したがって、運行前点検整備表の記載に当たっては、以下のルールを徹底し有効な情報が得られるよう要望する。

i 運行前点検整備表上、問題があった項目については、一旦、否の記号を付した上で、改善された場合には良の記号を併記し、現行様式の右下に設けられた「異常箇所の処理」欄に顛末を簡便に記載する。

ii 否の項目を改善せずに出動を見合わせ、予備車を出動させた場合、当初の定数車の運行前点検整備表上は、否の記号を付した上で、改善ができずに予備車を充当したことを「異常箇所の処理」欄に記載し、保管する。一方、予備車につき、再度、運行前点検整備表を記入し、保管する。

iii その場で改善できなかった運行前整備点検表の一部の項目については、改善後、その旨を「異常箇所の処理」欄に記載し、適切に対応が行われ、完了したことを記録として残しておく。

iv 定期的なチェックの際には、整備担当が日々の車両整備の記録として記載する車両整備日報と照合し、車両整備業務が適切に行われていることを確かめる。

〔措置の内容〕

運行前点検整備表の記載方法については、平成25年6月に各生活環境事業所に対して、提案の方法 i～iv によって「良否判断」を厳格に行い、運行前点検の有効性を実質的に確保するように、周知徹底を図りました。また、適正な処理がなされているかどうかについても、定期的な点検、複数人によるチェック、作業整備日報との照合を行う等の実施により、確認体制の強化を図りました。

ウ 車両整備及び管理業務の標準作業の構築について（意見）

〔意見の要旨〕

車両整備及び管理業務の性質上、業務分量を平均的に保つことが難しいため、一定の手待時間が実際には生ぜざるを得ない。したがって、手待時間があることを即時問題視することは適切ではなく、手待時間の割合が適正な割合から大きく乖離していないかどうかという観点で検討することが重要である。車両管理業務について、手待時間も含め

た作業要素ごとに細分化し、時間数を把握（時間研究）することを要望する。

〔措置の内容〕

従来より、車両整備担当者は、車両整備業務がないときは、事業所の庶務業務にも従事していましたが、平成25年4月からは、車両整備以外の業務に従事した場合には、その旨を「車両整備日報」に記載するよう事務改善を図りました。これによって、今後は、車両管理業務について、手待時間も含めた作業要素ごとに細分化し、時間数を把握していきます。

エ 車両整備及び管理業務のセンター化の可能性について（意見）

〔意見の要旨〕

整備担当者の業務の対象となる車両数は、各生活環境事業所の業務規模等により、異なるが、各生活環境事業所における車両整備担当1人当たり車両台数に大きな相違が生じている。たとえば、中原生活環境事業所の数値は22.5台/人であるのに対して、宮前生活環境事業所の数値は、33.8台/人であり、中原生活環境事業所の1.5倍の生産性が求められている可能性がある。

業務量に対応した人員配置が必要であるところ、5つの生活環境事業所それぞれに整備担当職員を配備する利便性に対して、このような業務の生産性指標の乖離を課題であると考えれば、解決策のひとつとして、隣接する生活環境事業所ごとに、業務を実施する場所を集約することも考えられる。このような車両整備業務のセンター化は、ごみ量の減少に伴って避けて通れない課題であると考えられるため、検討を要望する。

〔措置の内容〕

平成27年4月からの3処理センター化に伴い各生活環境事業所の車両配置を見直すため、車両整備業務のセンター化についても、メリットとデメリットの検討を行った上で整備担当職員を適切に配置していきます。

オ 車検対策車両及び災害対策車両について（意見）

〔意見の要旨〕

概要に記載したとおり、各生活環境事業所では定数車の他、車検対策及び災害対策のために予備的な車両を保有している。たとえば、中原生活環境事業所では平成24年9月現在、予備的な車両の内訳として、車検対策車（いわゆる予備車）6台、災害対策車4台を確保している。ただし、災害対策車両については、空き瓶収集車のリース終了に伴い、4台から1台に減少させる予定ということである。実際に災害が発生した際の想定に基づき、予備的な車両の適正で妥当な水準を理論的一意的に算定することは難しい面もあるが、地域防災計画の見直し作業等の中で、全庁的に、災害の想定規模に対応して、一定のルールに基づいた整合性のある災害対策を検討することが求められているものと考えられる。

したがって、車検対策車及び災害対策車ともに、適正な保有水準のあり方を全庁的な方針のもとで環境局としても主体的に検討し、激甚災害等が発生した時に現場での必要

車両数をどのようにして確保するかについて、直営での保有と民間事業者との連携等による対応手段を具体化していくよう要望する。

〔措置の内容〕

車検対策車及び災害対策車の保有台数について、車検対策車は、普通ごみ収集回数の見直しや3処理センター体制を見据えながら、3処理センター化が実施される平成27年度を目標として、対策車の運用方法や業務計画の見直し等により検討していくこととし、災害対策車は、災害時における災害対策車両の具体的な計画について、平成26年度までに局内関係課において、災害対策車の位置付けやその有効性等について検討を行っていきます。

また、災害時における民間事業者との連携等については、平成25年7月に、川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会との間で、大規模災害時における災害廃棄物の収集協力の実施（人員、車両、機材等の協議会からの提供を含む。）などを内容とした協定を締結しました。

カ 廃タイヤ運搬委託及び再生委託業務について（意見）

〔意見の要旨〕

廃タイヤ処分業務委託、廃タイヤ運搬委託業務及び架装部年次点検業務については、結果としていずれも、数十万円未満の金額の少額契約であるにもかかわらず、契約単位が細分化されており、契約ごとに請書等を含めた資料一式が作成されている。これに対しては、契約や業務遂行の効率性の観点から、単価契約への変更を検討されるよう要望する。

〔措置の内容〕

委託業者の廃棄物関連の許可、本市への業者登録内容等を調査し、各契約方法のメリットとデメリットを把握し、業務内容に応じて考慮すべき要素（廃タイヤ関連業務であればタイヤの保管時期、保管場所等）も踏まえた上で、平成25年度中までに、各業務に最も適した契約方法について検討を行っていきます。

2. し尿収集処理業務及び浄化槽清掃等維持管理業務について

ア 生活排水処理基本計画の作成失念について（意見）

〔意見の要旨〕

局は、廃掃法及び条例に基づき、一般廃棄物処理計画を策定し、遅滞なく公表（告示）している。一方、一般廃棄物処理計画の基本計画として、「川崎市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しているが（平成17～27年度までの10年間）、この基本計画のなかで、局は、し尿及び浄化槽の生活排水処理計画の策定を失念した。

前回の基本計画（平成5～22年度まで）では、「し尿収集運搬計画」の中で「組織の統合等を検討」するなど、長期的な視点で重要なものである。したがって、次期の基本計画の改訂に合わせて、(2)で述べるような重要な政策判断についても十分に検討し、

し尿・浄化槽業務の中・長期計画を策定するよう要望する。

〔措置の内容〕

し尿・浄化槽の中・長期計画については、本市のごみ処理を含めた一般廃棄物全体の中で、処理計画を策定していきます。

今後のスケジュールについては、平成25年度中に関係部局と生活排水処理計画に関する協議を行い、平成26年度中に一般廃棄物処理基本計画の改定について環境審議会に諮問を行い、平成27年度中に策定していきます。

イ 宮前生活環境事業所の作業場所の確保について（意見）

〔意見の要旨〕

現場視察の結果、宮前生活環境事業所の作業環境を改善する必要性が高い。具体的には、し尿・浄化槽業務を行っている職員が事業所において、翌日等の作業計画を策定する際に、事業所の半地下部分の駐車場スペースを恒常的に使用していることである。当該事業所は、余剰ロッカーの有償売却と空きスペースの休憩所利用という改革・改善を行ってきた。し尿・浄化槽業務職員の作業環境の改善にも期待するものである。

〔措置の内容〕

し尿・浄化槽係の作業スペースについては、所内調整を経て事務所棟のレイアウトを見直し、平成25年3月に、地下駐車場から1階編成室に移動させることで、作業環境の改善を図りました。

ウ 入江崎クリーンセンターの業務について（意見）

〔意見の要旨〕

入江崎クリーンセンターは、昭和51年12月に竣工したし尿投入施設である。現在では、必要な施設であるが、稼働率は低く、それに伴い、職員数も減少している。それに伴い、従来実施していたポンプの解体整備等の業務を実施することがほとんどなくなり、職員間での技術の伝承が大きな課題となっている。

少ない職員での管理運営の中でも、従来実施していたプラントの維持管理業務の技術を継承するために、様々な企画により、市民・企業の参加を促し、本来業務の改善及び専門技術の研鑽及びその伝承に従事する時間をより多く確保できることを要望する。このような企画の策定においては、実施目的とその達成手段について、投入される労力及び作業時間などのコストを十分に勘案し、実施効果を測定・評価することが重要である。

〔措置の内容〕

施設の維持管理の時間と技術の継承の確保に係る時間等について、これまでの業務内容や作業時間等を精査するとともに、更には、市民・企業が除草などに参加するケースを想定した場合の様々な労力や作業時間を把握する観点から、浄化槽の設置企業の把握、類似案件の調査、ボランティア実施などの可能性についての検討を行っています。今後は、平成27年度中を目途に、これらの検討を踏まえて費用対効果等の実施効果を評価した上で、専門技術の研鑽やその伝承に従事する時間を確保するための最も効果的な対

応を図ります。

ア 浄化槽清掃等業務の民間移譲について（意見）

〔意見の要旨〕

南部及び宮前で集約して実施されている浄化槽清掃等業務については、原則として市に処理責任はあるが、他の地方公共団体のほとんどが許可制度を導入している状況であり、必ずしも公的機関が直営で実施する必要性が高い業務ではないと考えられる。そうであるならば、民間企業の事業活動に当該業務を委ねることにより、公的部門の一般財源を当該業務以外に配分することができ、また、民間事業者の活動の振興にも寄与するものであり、めぐり巡って地方公共団体の税収及び手数料収入の増加にも寄与することができるものと考えられる。一方では、当該業務を民間事業者で行うことにより手数料の負担の割合に変化が生じる可能性が高いが、他方では、社会的な資源配分（税収等の配分）の最適化が図られるものと考えられ、そうすることが社会全体の便益の増加にもつながるものと考えられるため、歴史的経緯や法的位置づけ、業務実施コストなどの視点（監査報告書の78～81頁を参照。）を勘案し、当該事業について許可制度の導入のための必要な措置を段階的に講じられるよう要望する。

〔措置の内容〕

本市の廃棄物処理事業については、循環型社会の構築に向けて、分別収集の拡大などの取組を推進するとともに、公衆衛生の向上や生活環境の保全への対応を図りながら、民間活力の導入など効率的・効果的な執行体制の構築を段階的に進めています。

現在は処理コストが高く改革効果が高い資源物収集業務への民間活力の導入を進めており、浄化槽清掃等業務への許可制度導入については、他の民間活力の導入に係る取組の進捗や、災害に強いまちづくりとして、安全・安心な処理体制を確立するための人材及び機材の確保等の観点を総合的に踏まえ、中長期的に検討を行っていきます。

イ 浄化槽清掃等業務の従事職員の再配置について（意見）

〔意見の要旨〕

浄化槽清掃等業務が民間へ移譲されることを前提に考えた場合、現在当該業務に従事している職員については、環境局が現在直面している廃棄物行政の主要な課題を解決し、施策を推進するためにはより重要な施策に貴重な人材を集中させることが重要である。例えば、現在、環境局が総力を挙げて取り組んでいる課題とは、ごみ及び資源物の適正排出の推進、廃棄物の排出抑制等3R（リデュース、リユース、リサイクル）達成のための施策の推進、廃棄物等処理・処分施設の更新工事の推進等である。このような課題を解決する現場の人材のひとつとして、各生活環境事業所の生活環境推進係の人材が、環境局の貴重な経営資源として、量的にも質的にも充実が求められる。

したがって、浄化槽清掃等業務について許可制度を導入する方向へ検討を進める際には、環境局のより重要な施策及び業務に対して、人材を中心とした限られた経営資源の重点配分を考慮されるよう要望する。

〔措置の内容〕

人員配置については、市全体の重要施策の進捗状況を総合的に勘案し、最も効率的かつ効果的な経営資源の配分となるよう検討を行っていきます。

3. 中継輸送業務について

イ 事務処理に係る残業時間の削減策について（意見）

〔意見の要旨〕

現在、加瀬クリーンセンターの事務職員は1名であるが、年度末前後は事務作業が多くなるため、事務職員の作業時間が増加し、残業対応せざるを得ない状況である。このような季節的超過勤務の必要性については、加瀬クリーンセンターの現場責任者として、処理計画課の課長と話し合い、事務職員の繁忙期に、他の職員を一時的に事務作業に回せないかどうかを検討する必要性を検討すべきである。組織内における人員配分及び業務配分を柔軟に組み替えることにより、職員の残業時間を極力減らすように努めることを要望する。

〔措置の内容〕

繁忙期の事務職員の事務作業については、事務職員1名に負荷がかかり、季節的超過勤務が発生していることを受け、内部調整を通じて、年度末前後の一部の事務作業について、所長や一部の技術職員が自らの業務に支障のない範囲での事務作業のサポートを行うことで対応しました。

今後も引き続き、組織内における人員配分及び業務配分を柔軟に組み替えることにより、職員の残業時間を極力減らすように努めていきます。

イ 災害時の貯留槽活用に向けた対応について（意見）

〔意見の要旨〕

旧し尿処理施設は遊休状態となって以降、専門的な業者による点検等は行われていない。これでは、実際に災害が発生した際に、緊急時のし尿一時受入先として機能するかどうか疑念を持たざるを得ない。災害時及び緊急時のし尿の一時受入先として重要であると認識されているのであるから、地震等の激甚災害の緊急時であっても、貯留槽を適時適切に使用することができるように日ごろからの備え（定期的清掃及び投入口のグリース塗等）を怠らないよう要望する。

〔措置の内容〕

災害時であっても貯留槽を適時適切に使用することができるように、平成25年12月までに、関係各課と調整を行い、定期的に（1年に2回程度）、貯留槽の点検等を行っていくこととしました。今後は、貯留槽が緊急のし尿一時受入先として機能できるよう、日ごろから適切な点検に努めていきます。

ウ 旧し尿処理施設の耐震リスクの評価について（意見）

〔意見の要旨〕

建物自体の耐震性についても、昭和 59 年の建築であり、昭和 56 年の新耐震基準以降に建設された建物であることをもって耐震性に問題がないと局は考えている。しかし、築 30 年程度が経過しており、特段の修繕が行われていないことから建物の老朽化が相当程度進んでいることが考えられるため、建物内部が一部損壊するリスクは否定できない。したがって、公共建築物の中で、事実上事業の用に供していない建物やその設備であっても、耐震診断等の範囲に含める必要性を十分に検討し、一旦、激甚災害等が発生した際に、施設の設置管理の責任の面で、十分にその責任の遂行について説明ができるような日頃からの耐震対策を実施するよう、要望する。

〔措置の内容〕

新耐震基準（昭和 56 年 4 月）以降の建築物は、大規模な地震が発生した場合、倒壊しないまでも部分的な損壊はあり得ると認識しており、平成 26 年度の専門家による耐震診断の実施に向けて、関係局との調整を図っていきます。

平成 27 年度からは、維持保全の実務経験のある技術職員により、建築基準法で規定された定期点検の基準に準じて、定期的に 1 年 1 回、損傷、腐食の劣化の状況等を点検していくとともに、耐震診断の結果に基づく維持補修計画を策定していきます。

4. 鉄道輸送業務について

① 積算根拠の検証について（意見）

〔意見の要旨〕

廃棄物等の鉄道輸送、資源物の積替え及び運搬業務委託の委託料については、鉄道輸送費、資源物積替え及び運搬関係経費より構成されている。そのうち、コンテナの鉄道輸送費及び積替運搬費については、契約相手方の料金表に基づいて積算されており、その妥当性について市は独自の検証を行っていない。また、契約単価の決定について、先方との協議により値引きが適用されているが、値引額の妥当性等について、事後的には、客観的に裏付ける資料がない。なお、平成 23 年度のコンテナ輸送に係る契約単価は過年度の契約単価と同額であった。

契約相手方に対するコスト管理上、または原価低減の努力の上で必要な契約内容及び積算根拠の詳細データを依頼し、時価との比較や積算根拠の合理性をヒヤリング及び理論的な設計手法等の情報の入手により、毎年度、十分に検証することを要望する。

〔措置の内容〕

コンテナの鉄道輸送費及び積替運搬費については、契約相手方や J R 貨物に対し、必要な契約内容及び積算根拠の詳細データの提出を要請し、時価との比較や積算根拠の合理性についてヒヤリングを行い、理論的な設計手法等により、単価の見直しを行い、平成 25 年度契約を締結しました。

また、値引額の妥当性等については、単価交渉記録等、客観的に裏付ける資料を作成し、双方で確認・承認を行いました。

今後は、平成 25 年度以降も、ヒヤリング及び理論的な設計手法等により単価の確認を行っていきます。

II-2. 処理センターにおけるごみ焼却等業務について

1. 王禅寺処理センターの建設整備について

② 建設工事に係る条件の明示について（意見）

〔意見の要旨〕

低入札価格調査の中で、そもそもの契約条件について協議している状況が見受けられた。すなわち、落札業者であるA社はプラントメーカーであるため、工事の施工にあたってはゼネコンを下請業者とした下請契約の締結が不可欠となる。その点、入札参加資格及び入札説明書の中においては下請業者に係る条件を明示していなかったことから、下請業者の実績の有無や経営事項審査の評点について、契約上はなんら制限を設けることができないということであった。しかし、そもそも入札時の条件として下請業者に係る条件を明らかにする必要があるものとする。

処理センターの建替えはこれからも順次行われる見込みである。王禅寺処理センターの建設工事にかかる入札条件の教訓を踏まえて、今後、処理センターの建替え工事に対する入札を行う際には下請業者の実績評価に係る条件を盛り込み、契約上の文書として施工の担保を確保されることを要望する。

〔措置の内容〕

今後において施工される処理センターの建替え工事（平成30年度施工予定の橋処理センターなど）については、プラントメーカーとゼネコンとの共同企業体による請負契約とし、施工が適正かつ確実に成されるように、下請業者の条件（実績評価、経営事項など）も含めた実施体制に関して、条件設定を行っていきます。入札を行う際には、こうした条件について、入札参加資格及び入札説明書の中で明らかにして審査を実施し、また、契約上の文書にも盛り込むことで、適正かつ確実な施工の担保としていきます。

2. 焼却処理施設の維持管理について

① 排ガスダクトの腐食について（意見）

〔意見の要旨〕

堤根処理センターの排ガスを洗浄する洗煙塔に接続する排ガスダクトが部分的に著しく腐食しており、視察を行った際に、腐食部分から少量の排ガスが漏れ出している状況を確認した。川崎版PRE戦略にも言及されているとおり、限られた財源や資源を効率的・効果的に活用するための重要な戦略のひとつとして、予防保全型の維持補修による長寿命化を図ることが重要である。その趣旨からも、現在の対処的な修繕のあり方から予防保全型の維持補修へと転換されることを要望する。そのためにも、各処理センターの技術係による日常点検業務等の本来のあり方を根本的に見直す必要があるものとする。

〔措置の内容〕

監査による視察後、早急に指摘箇所の修繕を実施しました。

また、今までの廃棄物処理施設の維持補修については、廃棄物処理計画上の重要な整

備を毎年絞り込んだ上で、3か年の整備計画を策定していました。

今後は、各施設から得た維持補修情報を基に調査して、環境省の「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」に沿った長寿命化計画を作成するとともに、関係局との調整を通じて、予防保全型を前提とした計画的な整備に近づけるよう努めていきます。

② さび水の飛散による住宅等汚損事故について（意見）

〔意見の要旨〕

平成22年1月、王禅寺処理センター（平成24年3月をもって用途廃止した旧施設）の煙突踊り場部分からさび水が飛散し、周辺の民家に付着する被害が発生した。この結果、周辺住民に対して車両及び住宅等の損害賠償の示談金として平成22年度に3,074万円、平成23年度に合計1,247万円を支払うほか、損害保険会社からの保険金を1,000万円受け取っている。

再び同種の事故を繰り返さないことが肝要であり、そのためにも、再発防止策の継続性についても十分に配慮すると同時に、同処理センターに限らず、廃棄物処理事業を行ううえで施設管理に瑕疵が生じていないか、あらゆるリスク要因を洗い出して総点検されることを要望する。

〔措置の内容〕

平成25年12月に、各施設における再発防止に向けた取組状況について、確認を行いました。その結果を集約し、施設管理瑕疵のリスク要因の洗い出しの方法、総点検の方法などについて、認識を共有化する方向性を確認する予定です。今後は引き続き、こうした方向性を踏まえた対応を行い、再発防止策の更なる強化が図れるよう、その進め方について検討していきます。

6. 土地借り上げ契約について

③ 契約Aと契約Bの貸付料の相違について（意見）

〔意見の要旨〕

契約Aの土地と契約Bの土地は地続きの土地であるが、契約Aについては特段の貸付料の定めが無く無償にて鉄道会社から借りている一方、契約Bについては有償にて借りていることになる。片方の契約のみが有償であることから、有償で賃借することの必要性を再検討する余地があるほか、無償契約である契約Aの高架下土地については、廃ドラム缶が並べられている部分もあることから、より有効的な活用を考えられたい。なお、廃ドラム缶の処分についても意思決定を行うよう要望する。

〔措置の内容〕

契約A及びBについて、鉄道会社に経緯を確認したところ、契約Aは、旧公共企業時代の昭和50年に締結したものであり、公共同士の契約であったことから無償としたものであり、契約Bは、民営化後の平成8年に締結したものであることから、有償としたとのことでした。

鉄道会社としては上記契約を承継しているとの認識であるため、市としても有償契約

への変更は行わないこととして対応しました。

有効活用については使用済み乾電池の保管場所の代替地確保が困難なことから、引き続き検討を行っていきます。

なお、老朽化により使用不可能なドラム缶については平成25年6月に処分を完了しております。

7. 汚染負荷量賦課金について（意見）

〔意見の要旨〕

機構の手引によると、都市ごみに含まれる標準的硫黄分（燃焼性硫黄分）は0.03%、平均的水分は60%と示されており、廃棄物等の焼却時の水分が手引に示す平均的水分（%）と異なる場合は、焼却量を補正することを求めている。他方、平成22年度における各焼却処理施設のごみ組成分析結果によると、水分割合は26.81%～42.59%であり、全施設の全測定を平均した結果も37.15%に過ぎないため、平均的水分60%と示した手引と大きな乖離が見られた。これに対して、担当課は焼却量の補正は不要であると判断しているが、実際の分析結果に基づく裏付けが必要であると考えられることから、具体的な検証を行われることを要望する。

〔措置の内容〕

汚染負荷量賦課金の申告に当たっては、従前より、独立行政法人環境再生保全機構のマニュアルにより、ごみ組成分析結果に基づく数値40%程度に、ごみ投入時の攪拌作業を加味して、平均的水分量を60%として、申告を行ってきましたが、今回の監査意見を踏まえ、汚染負荷量賦課金を算出する際には、組成分析結果から算出した数値と併せて、マニュアルに示す算出方法で計算を行った数値との検証を行うように、平成25年5月から見直しを行いました。検証の結果、汚染負荷量賦課金の金額に影響はありませんでしたが、今後も検証を行い、適正かつ正確な申告及び納付を行います。

8. 人件費の管理について

① 夜間特殊業務手当（2）の支給状況について（意見）

〔意見の要旨〕

この夜間特殊業務手当（2）は平成20年制定の「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則」によって定められ（以前は、深夜業務手当）、条例施行規則の中で手当の支給範囲を「設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務」に従事した職員に限定している。

しかし、老朽化した処理センターにおいて毎日緊急の対応が必要であるため、夜間の当直班全員に対して事実上毎日手当が支給されるという実態を考えた場合、見直し当時の支給範囲の限定（夜間業務かつ緊急対応業務に限定）の趣旨が風化しているのではないかと疑われる。また、労務課長通知における「iii前各号に掲げる業務に伴う制御室における監視または運転の業務」という定めは、運用によっては支給対象及び範囲を緩和する危険性に陥りやすい。

確かに、直接緊急作業を支える制御室等での監視等の業務についても重要な対応業務であるが、現場での緊急作業と連携した制御室での業務とは何かについて、より具体的に行動内容をマニュアル化し、緊急時でも現場を支援できる仕組みを構築して職員に徹底することが求められる。したがって、夜間特殊業務手当の支給に当たっては、平成20年に当該手当を規定した趣旨を再度確認し、現場での業務が生じる当直班の全員が支給対象となるような運用については、より厳格な運用に改められるよう要望する。

〔措置の内容〕

各処理センターにおける当該勤務手当の支給状況、支給範囲（支給を行っている業務の内容）等について、平成25年1月から、実態調査を行っているところで、また、具体的にどのような業務が支給の対象となるかも含めて、整理を行っております。

今後、実態調査の結果（現状の支給状況や支給範囲等）を確認した上で、当該勤務手当が「緊急作業」に限定された趣旨であることを踏まえ、「緊急作業」に係る業務内容について整理を行い、平成25年度中には運用のルールを明確化し、改善を図っていく予定です。

② 夜間特殊業務手当（2）の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

昼間の作業に対しては生活環境業務等手当のみが支給される一方、夜間の作業に対しては生活環境業務等手当と夜間特殊業務手当の2つの手当が支給されることから、夜間作業に伴うこれら2つの手当の支給の意義及び必要性について検討の余地がある。

近隣の政令指定都市及び東京都における支給状況については、次のとおりであった。すなわち、深夜を理由とした特殊勤務手当を規定していない団体としては、横浜市、千葉市、相模原市、仙台市、静岡市、名古屋市、大阪市、岡山市、北九州市及び熊本市である。

川崎市の場合、夜間業務の中でも、緊急対応業務に限定した規定であることが、他の団体と異なる特徴であるが、現状では、夜間の（日常的に生じている）緊急作業に対して、生活環境業務等手当と夜間特殊業務手当の2つの手当を支給することが、手当制度の意義に照らして必要性の高いものであるのかどうか改めて検証されることを要望する。

〔措置の内容〕

夜間特殊業務手当の支給については、当該手当の意義や必要性等について、他都市の支給状況等も参考としながら、内部調整を図り、検証を進めていきます。

9. 設備運転管理業務のあり方（業務委託化）について

ア 業務管理費の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

業務管理費は「業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用」と定義されており、代表的な費用として「総合調整費」が最

初に例示列举されている。他方、統括管理者の業務は、総合調整的な色彩が強いことから、直接委託費に含めた統括責任者の人件費と業務管理費とで重複する部分があるものと考えられる。そこで、委託契約の仕様上、直接委託費に含める必要があると言うのであれば、乗ずるべき利率（業務管理費率）について、算定基礎から当該間接人件費を除くなどの特段の考慮が必要であったものとする。

今後、同種の委託業務を積算見積する場合には、利用すべき基礎率及び算定基礎の集計範囲に関する合理性を個別具体的に判断するよう要望する。

〔措置の内容〕

次回更新予定（平成27年度以降）の王禅寺処理センター夜間運転監視操作業務委託の業務管理費の積算においては、これまでの積算方法（統括責任者を含めた直接業務費×利率）を改め、監査意見に従った積算方法（（直接業務費－統括管理者人件費）×業務管理費率）として、重複した経費計算とならないように対応を図る予定です。また、この積算方法を設計書（電子ファイル上）にも明記し、再発防止の対応を図っていきます。

② 夜間業務委託の合意と委託業務の管理について（意見）

〔意見の要旨〕

夜間委託による受託事業者の技術者配置数は、各班9名×2班と統括責任者1名を合計し19名であり、各班2名～3名は輪番で休暇を取得するため、実際に運転業務にあたる技術者は各班6名～8名となっている。これに対して、昼間の直営による操作体制は各班7名である。

仕様書においてスタッフの変更はやむを得ない場合に限定しているにもかかわらず、平成24年3月に配属された経験豊富な技術者4名が2ヶ月あまりで離任し、実務経験の浅い技術者の割合が相対的に高まっていることは、委託業務を適正かつ誠実に履行する義務の面で問題があり、経験の乏しい技術者に対する教育研修の場として利用されていないか懸念される所である。

このような問題に対して、局は、夜間業務委託の履行確認をより確実にするため、川崎市環境局と同様の委託業務を行っている他都市において、どのような手法で履行確認を具体的にしているのかに関する調査を行うなどの検討を始めている。しかし、当該業務の受託事業者の人員体制に対する評価を、業務の経験年数等も含めて実施しなければ、当該夜間運転監視等業務に本来従事すべき合理的で適正な人員が確定できず、業務委託の人件費の適正な積算もできないことになる。したがって、夜間運転監視等業務を民間委託した趣旨に則り、適正な業務の履行体制について、現在の履行体制を十分に分析・評価することを要望する。また、そのような分析・評価によって、運転委託業務に係る評価手法を構築するよう要望する。

〔措置の内容〕

平成24年5月から、技術力に基づく適切な運転操作や機械設備の点検及び補修など委託業務の履行状況について、モニタリングを行っております。

また、これと並行して、今後の検証及び評価の進め方について、他都市の調査及び調査結果を検証するなど、委託業務の適正な管理を図るための必要事項の検討を始めてい

ます。

今後は、平成26年度の新たな契約までに、他都市の状況及びモニタリングの結果を分析し、評価手法の構築に向けた改善を進めていきます。

ウ 直営処理センターの人員配置のさらなる適正化の可能性（意見）

〔意見の要旨〕

処理センターの運転監視等業務は、行財政改革プランにおける取組事項のひとつである委託化の対象であり、今後も徐々に他の処理センターへ波及していくことが想定される。しかし、王禅寺処理センターを除いた他の3処理センターにおいても、局による業務委託の検証過程が一巡する中で、現在の直営処理体制における人員配置のあり方を見直すことが求められているものと考ええる。王禅寺処理センターの夜間委託開始に伴う人員体制の変更及び前述した業務実施体制の分析・評価の実施を踏まえて、他の3処理センターにおいても操作係と技術管理の事務分掌のあり方を柔軟に見直し、人員配置のさらなる適正化を目指すよう要望する。

〔措置の内容〕

処理センターの運転監視等業務の委託化については、平成23年3月に策定された「川崎市新たな行財政改革プラン」でも位置付けられており、王禅寺処理センターの運転操作業務の一部委託化に併せて、他の処理センターの委託化についても検討することとしています。

委託化の検討に当たっては、まず、王禅寺処理センターの委託化の初年度である平成24年度から平成25年度までの2か年で業務実施のモニタリングを行い、平成26年度には、モニタリング結果を分析し、効果や課題等について十分検証し、評価を行っていくこととしています。

こうした検証・評価を踏まえ、委託化や人員配置の更なる適正化について、検討を行います。

10. 余熱利用市民施設に係る指定管理業務の管理状況について

ウ 「指定管理者制度活用事業」評価シートとその活用について（意見）

〔意見の要旨〕

指定管理業務の評価制度としては、事業年度終了後、指定管理者から提出される事業報告書等の実績報告をもとに、担当課が協定書、仕様書及び事業計画書等の内容に照らして、適正に指定管理業務が実施されたかどうかを評価する制度である。当該評価制度を活かすためには、適時適切な評価時期、月次ミーティング、期中モニタリング等を組み込んだ工程表を作成し、効率的、効果的な評価の実施とタイムリーな評価シートの作成・公表を心がけるよう要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度事業評価において、効率的・効果的な評価の実施に向け、定例ミーティングの際に、月次の財務状況や収支に変動がある場合はその理由の説明を受けるなど、

事業評価の際に実施する内容（収支計画・実績の評価等）を組み込み、適正に指定管理業務が実施されたかどうかを評価する制度となるよう改善を図りました。

こうした取組により、平成23年度よりも早く、タイムリーに事業評価を実施できました。

③ 類似施設における経営比較について（意見）

〔意見の要旨〕

指定管理者であるザバスは、複数かつ同様の指定管理・関連施設の運営実績を有している。同様の指定管理施設での業務実施状況とのデータ比較に基づいて、指定管理者の事業提案を促すことも、当該指定管理業務における各種自主事業や施設設備の貸館事業の発展に寄与し、指定管理業務の質の向上につながる目標管理の一環にもなり、施設利用者の満足度向上にも寄与するものと考えられる。

したがって、業務実施の質が高いと考えられる指定管理者の能力を最大限に発揮させる手法として、当該指定管理者が実施している他の施設との比較分析の手法を駆使して、その経営指標等を指定管理者の自己評価の中に組み込み、担当課に報告させることで、担当課による事業評価の効率的で効果的な実施に寄与する手法を確立するよう、要望する。

〔措置の内容〕

平成26年度以降の指定管理者の募集に際して、応募者が実施している他の指定管理施設での実績を踏まえた事業提案を応募者選定に係る評価の対象とすることとしました。

④ 温水プール収容能力について（意見）

〔意見の要旨〕

ヨネッティー王禅寺における温水プールの利用者の収容能力については、プール利用者数が増大する6月～9月（夏季）において、利用可能なロッカー数（利用者換算：約650名）や駐車場台数（対応可能台数150台）を超過していると考えられる。したがって、市民利用者の利便性向上を考えるに当たり、ロッカー数の増加や駐車場運営方法（繁忙期対策）への更なる工夫などの対応策を検討するよう要望する。

〔措置の内容〕

ロッカーの利用について、繁忙期においては家族で1台の利用を呼びかけることで、利用者の制約とならないように努めました。また、ロッカー数の増加について指定管理者と協議しました。その結果、既存のロッカーが使用可能であること、利用者から目立った苦情がないこと、増加する場合は、既存のロッカーを廃棄した上で1人あたりの容量が小さいロッカーを導入する必要があること等が確認できたため、上記の対策を続けるとともに、利用者のピーク時のロッカー使用、利用者意見等の状況を注視することといたしました。また、駐車場の繁忙期対策につきましては、近隣の駐車場を借り、臨時駐車場として確保することなど、引き続き対応に努めましたが、更なる駐車場の確保は

困難だったため、公共交通機関の利用を広報誌、場内掲示等で呼びかけました。

11. 事業用薬剤購入及び使用状況について

① 薬剤購入契約における見積徴収方法について（意見）

〔意見の要旨〕

橘処理センター及び王禅寺処理センターで使用している高反応消石灰（排ガス処理用薬剤）の購入単価の設計において、特定の業者1社からしか参考見積を入手していなかった。薬剤の購入は一般競争入札により複数の業者が入札する実績があることから、今後は、複数社からの見積徴収を行い、過去の契約単価、薬剤単価に係る市状況の実勢等の情報を入手して、より客観的で、信頼性の高い単価を設計単価とするよう要望する。

〔措置の内容〕

薬剤の設計単価については、平成26年度契約に向けた平成25年度中の作業において、複数社から見積書を徴収し、市内状況の実勢等の情報を入手し、設計単価とするよう見直しを図っていきます。

③ 液化アンモニアガスの時価変動と契約期間について（意見）

〔意見の要旨〕

液化アンモニアガスの単価は、ナフサやLNG等原油製品関連価格等の変動に大きく影響されやすい。契約期間を1年間としている現在の契約方法について、時価の変動状況と契約単価との関係が、局にとって平均的に不利な結果であるようであれば、より時価を反映することができるよう、契約期間を6か月または3か月契約とすることも検討されるよう要望する。

〔措置の内容〕

液化アンモニアガスの単価は石油価格に大きく影響を受けるため、より時価を反映することができるように、契約期間の検討を始めました。その中において、年度契約・半期契約・四半期契約や単価契約・総価契約等のそれぞれについて、メリット・デメリットの比較検証をや課題把握を行い、その結果を踏まえ、平成25年度中を目途に、今後の方向性を定めていきます。

12. 化学防護服・耐候性大型土嚢袋の管理について

② 災害や事故等のための適正購入量について（意見）

〔意見の要旨〕

化学防護服等の購入及び払出数量等の管理については、必要量を調査した後、予算の範囲内で各処理センターへの割当を行うなど、随時の調達による対応を行っている。今後は、災害や事故等の将来の不確実な状況に備える場合であっても、必要需要数量を予測し、在庫品の数量との関係で、購入数量を確定するなど、帳簿記録等の客観的な記録に基づき適正必要量を購入し、管理するよう要望する。

〔措置の内容〕

化学防護服等の購入及び払出数量等の管理については、必要需要数量を予測し、在庫品の数量との関係で、購入数量を確定するなど、帳簿記録等の客観的な記録に基づき適正必要量を購入し、管理するよう対応を図っていくこととしました。このことについて、平成25年6月に、関係担当者に周知徹底を行いました。

13. ボイラ等管理業務委託について

① 見積書の内容検討について（意見）

〔意見の要旨〕

橋処理センターにおけるボイラ・タービン設備点検整備業務委託について、設備の構造や特殊な技術・手法等のノウハウを十分に把握した専門技術者との随意契約によっており、プラント竣工後、現在まで同一事業者である。平成23年度の検証業務として、委託設計では「非破壊検査費」について、現在の事業者から「一式に対する見積り額そのもの」の金額の提出を受け、計上されている。

今後は、同種の点検整備上生じる検査費等については、現契約業者からの見積り入手せざるを得ない場合であっても、「一式」見積りの内訳を詳細に確認する必要があり、局の設計としては、見積書提出業者からのヒヤリング等により得られる、見積金額に係る信頼性の情報や類似業務の工数等の試算データ、他団体データ等に基づき、独自に見積金額の妥当性を検証することで、設計書を適正に作成するよう要望する。

〔措置の内容〕

ボイラ・タービン設備点検整備業務委託等のプラントメーカーによる随意契約で一式表示された見積りに対しては、見積書提出業者からのヒヤリングや他の類似した委託を参考にすることによって、積算の内訳・根拠、作業員の職種や人数などを確認しながら、見積金額の妥当性を検証いたします。

また、平成25年度中に検証方法等を反映した委託業務マニュアル等を改訂するなどの対応を図っていきます。

II-3. 埋立処分業務について

1. 海面埋立業務委託について

① 現在の契約方式について（意見）

〔意見の要旨〕

海面埋立業務におけるFCSの業務委託は単年度契約であるが、安定的で効率的、効果的な業務実施、長期的な視点での設備延命化提案及び単年度契約における資本的コストの取扱い等を勘案すると、複数年契約が効果的である。現在の単年度契約の問題点を分析・検討して、複数年契約への転換を実施されるよう要望する。

〔措置の内容〕

海面埋立事業におけるFCSの業務委託については、更に安定的で効率的・効果的な業務実施を図るため、平成26年度以降は複数年契約とする検討を行ってまいりましたが、

平成27年度にFCSの更新工事が行われるため、現段階では更新後のFCSの仕様が決まっていないことから、平成28年度より複数年契約とする予定です。

② 焼却灰に含まれる金属類について（意見）

〔意見の要旨〕

海面埋立処分場に持ち込まれた焼却灰の中には金属類が混入された状態であり、金属混入によりFCSの主要設備であるベルトが裂傷・破損し、埋立処理が停止することが、FCS委託運営上の最大のリスク及び問題点になっている。

最終処分場での金属類の混入状況やそれが海面埋立業務に与える影響等などの問題点を、全市民及び事業者、そして、職員に適時、適切に情報提供を行い、更なる分別徹底とごみの発生抑制等に対する市民意識の向上に寄与するよう、周知徹底を図ることが重要である。そのためには、海面埋立処分場での金属類の混入の状況を伝える情報提供の機会や媒体を増やし、出前ごみスクールや出張ふれあい講座等の実施など、環境教育の際にも積極的に写真や文章により、これらの実態を適切に提供するよう要望する。また、焼却灰に含まれる金属類の発生源については、排出者別ごみの組成分析等を実施して、その発生源に対する分別の徹底の根拠資料として活用されるよう要望する。

〔措置の内容〕

最終処分場における金属類の混入状況やその影響等について市民等へ情報提供を行う機会を増やすため、平成26年度から、出前ごみスクールやふれあい出張講座等で写真などを活用した分かりやすい説明会を実施する予定です。これに向けて、平成25年10月から、生活環境推進会議等を通じて講座内容等の検討を実施しているところです。

今後につきましても、環境教育・環境学習や市民向け各種広報用リーフレットなどを活用した広報に取り組んでいきます。

ウ 計画的な更新の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

FCS設備の稼働可能な年数の考え方としては、平成8年に実施した設計委託において7年として扱われ、設計されている。そして、最終処分場の残余年数の延命化（約40年間）が図られていることから、今後40年間、埋立を継続していくと想定した場合、FCS設備の更新を複数回（仮に耐用年数7年の想定であれば、今後5回程度）行わなければならない。

現在の設備の経済的な使用可能年数を早急に調査し、それに対する延命化工事の効果を評価して、結局、現在のFCS設備がどの程度長く利用可能であるかについて、局内の合意を図り、設備取替の実効ある計画を策定されるよう要望する。

〔措置の内容〕

FCS設備の更新については、平成25年度予算（FCS設備等設計委託費）を確保し、工事発注に向けた設計を実施しています。

また、庁内での政策調整（サマーレビュー、オータムレビュー等）において、今後の

更新工事の実施時期の調整を図っております。

これらによって、平成26年度からの基幹的整備の実施に向けて取り組んでいきます。

④ 業務委託積算上の問題点について（意見）

〔意見の要旨〕

平成23年度の業務委託費の設計において、FCSの発電機交換に係る費用（積算額8,000千円）が直接人件費として計算されていた。本費用は、概ね設備購入額であり、直接人件費として算入すべきではない。積算上の影響額としては、2,400千円である。今後このような過大な積算をすることのないよう、設計基準の実質的な精査を行われるよう要望する。

〔措置の内容〕

運営管理の設計において、物品費を直接人件費に計算されていたことから、設計積算マニュアルを平成24年度中に変更しました。その内容について、平成26年3月までに関係職員に周知徹底を行うほか、他の処理センター等の担当職員への研修の実施も行う予定です。

2. 浸出液処理施設業務委託について

② 包括委託化への転換について（意見）

〔意見の要旨〕

現在の契約方式では、局として十分な管理がなされない。また、計画水質の規制基準値以下の処理を達成し、浸出水における有機物の除去と最終的な水質の安定化後に東京湾放流を果たすという現在の業務委託の目的は、複数年の包括委託の契約方式により、最少の経費で包括的に、かつ、一定期間安定的に実施することができる。また、包括的な業務委託を採用したとしても、業務委託の発注者である局の責任は、事業者評価等で果たしていくこととなる。

以上のことから、現在の契約手法を見直し、薬剤購入量を含めた包括委託化及び複数年契約へと転換するよう要望する。

〔措置の内容〕

浮島1期廃棄物埋立処分地（浸出液処理施設）運営管理業務委託については、平成25年度から、薬剤の購入を含めた包括的な委託契約を締結し、見直しを図りました。

また、複数年契約に向け、問題点の整理等を行い、検討・検証を行った結果、平成27年度以降に3年間の複数年契約といたします。

③ 薬剤数量管理の方法について（意見）

〔意見の要旨〕

薬剤の管理については、毎月、確認が行われ、受託業者変更の際には、業者間で運営管理業務全体の引継ぎを行うとともに、その後、担当課職員の立会いのもと、最終的な

引渡し確認が行われているということである。しかし、リン酸の薬品管理記録について、平成23年2月～3月までの在庫や使用状況の記載が脱落していた。今後はリン酸については缶の本数による有高管理を行うべきであり、他の薬剤を含め厳密かつ継続的な記帳を要求するとともに、月次・引継時の有高が常に帳簿と整合することが客観的にも明らかかなように業務を遂行されるよう要望する。

〔措置の内容〕

薬剤の管理については、平成25年度から、在庫確認や使用状況の確認など、より厳しい内容を仕様で反映することで改善を図りました。また、毎日、使用状況の報告や納品管理を行い、抜き打ちで本市職員が実際確認に行っております。今後も引き続き、適正な薬剤管理を行ってまいります。

3. 浮島埋立事業所における排水処理施設直営実施について

② 排水処理の運転管理業務等について（意見）

〔意見の要旨〕

現在の海面埋立が進んでいく中で、現在の排水処理の業務内容が質的に高度化するタイミングが徐々に近づいてくるものと考えられ、最終的には浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の業務委託と同様の業務が求められてくるものと考えられる。したがって、改革プランで示されている再雇用職員の活用等のスケジュールとともに、業務委託化のスケジュールが、中長期的な期間の中で検討されることを要望するものである。その際に、浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の包括的な業務委託と一体的に、現在の浮島埋立事業所の業務を委託化する方向性が検討されることを求められるものとする。

〔措置の内容〕

浮島埋立事業所の委託化については、船舶コンテナ等で保管している、放射性物質が含まれたごみ焼却飛灰（ばいじん）の安全な処分等という大きな課題の解決に向けた取組を進めることであることから、市民の安全・安心な生活環境を確保する観点で中長期的な期間の中で検討を行ってまいります。併せて、浮島1期廃棄物埋立処分地における浸出液処理施設の包括的な業務委託と一体的な運営管理の可能性について、内部調整を図りながら、検討を行ってまいります。

II-4. 廃棄物指導業務について

1. 廃棄物指導業務について

② 廃棄物管理票による分析と指導行政への活用について（意見）

〔意見の要旨〕

事業系一般廃棄物の排出者に対する廃棄物管理票の虚偽記載等に対する規制を強化するため、立入調査時には書類調査だけではなく、追跡調査を実施することがあることを対象事業者へ通知し、実際にサンプル的に調査を実施することを要望する。また、市の処理施設への搬入以外の処理について、実態を把握し適正な処理がなされていることに

関する情報収集と評価を実施するよう要望する。

〔措置の内容〕

廃棄物管理票の虚偽記載等の防止や廃棄物管理票の更なる有効活用に向け、情報の共有化により把握した処理計画課や処理センターからの情報をもとに、排出事業者への追跡調査及び指導を平成25年7月までに実施しました。また、資源化処理施設への搬入など、市の処理施設以外の施設への搬入についても、排出事業者から搬入までの追跡調査を実施するなど、実態把握のための取組を平成25年8月までに行いました。

更に、平成25年5月に開催した多量排出事業者等の説明会において、追跡調査を実施する場合があることを説明するなど、抑止効果に向けた取組を実施しました。

今後も引き続き、追跡調査の有効性を確認しながら、廃棄物管理票に基づく適正処理についての情報収集や評価を実施していきます。

③ 一般廃棄物処理計画の処理実態に基づいた条例の規定について（意見）

〔意見の要旨〕

市の処理施設に搬入することができる産業廃棄物について、条例上、可燃性固形物を処理センターへ搬入できる規定になっている（第29条）。一方、「平成23年度川崎市一般廃棄物処理計画」においては、川崎市が処理する産業廃棄物は「ガラス及び陶磁器くず、がれき類」のみとなっている。現状では事実上、産業廃棄物である可燃性固形物については処理センターでは処理しないものであるため、条例の規定は現状の実態と乖離している。産業廃棄物の排出事業者や処理業者に誤解を与えないためにも、今後、条例改正の際には、条例第29条第1項の「可燃性固形物」の文言の必要性について検討し、削除するよう要望する。

〔措置の内容〕

現在の条例では、産業廃棄物について対象の品目を幅広く定義し、毎年の実施計画において柔軟に対象品目について見直すことができるようになっています。東日本大震災のような激震災害等が発生した場合などを考慮すると、民間事業者の産業廃棄物処理施設の損傷等も十分考えられ、そうした際に計画を見直すなども考えられます。現状では、条例改正の予定はありませんが、事業者へ誤解を与えないよう、今後、条例改正を行う際には、「可燃性固形物」の文言の必要性について他都市の状況等を踏まえて検討していきます。

II-5. 物品管理について

1. 物品管理について

② 生活環境事業所等における在庫管理の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

ごみ収集作業等という環境局の作業実態による被服の損耗等の状況や夏季等の臨時職員受け入れ時点での被服の需要の状況等を実績に基づいて検証し、各所属における必要在庫量の必要性を十分に検証されるよう要望する。また、被服貸与規則の規定の解釈に

より、退職者等による中古の被服の個人処分に伴う旧所属への事実上の寄託等に対する対応が可能であれば、職務上、正式に受払管理をすることで、中古の被服の在庫管理を合理的に行うルールを検討する必要がある、環境局全体として、受払簿の様式設定など、統一ルールを決定するよう要望する。

〔措置の内容〕

平成25年4月1日時点で各事業所で保管している新品被服については、平成25年度の被服定期配布（5月、9月、10月）から各事業所の申請数量に対して、まず、各事業所で保管している新品被服を貸与し、その後の不足分を総務局労務課から貸与を受けることにより、新品在庫の解消を図ることとしました。平成25年度の定期配布終了後に残った被服については、年度末にすべて労務課へ返却する予定としておりますが、平成26年2月末時点の在庫調査の結果、在庫が多く存在する場合は、平成26年度も継続実施するかについて、今年度中に労務課と協議の上で決定します。

また、平成25年4月1日時点で各事業所で保管している中古被服については、川崎市被服貸与規則第13条に基づき、今後各事業所で任用する非常勤職員及び臨時的任用職員へ貸与するなどの再活用を行うこととしました。

退職や異動に伴い返却された新品被服については、原則労務課へ返却することとします。ただし、未使用であっても新品としての再貸与が不可能と労務課が判断した場合は、中古被服として対応することとしました。

また、退職や異動に伴い返却された中古被服については、劣化のひどい被服は、各事業所において処分し、再活用が可能な被服については、川崎市被服貸与規則第13条に基づき、各事業所で任用する非常勤職員及び臨時的任用職員へ貸与するなどの再活用を行うこととします。

イ 購入管理の状況について（意見）

〔意見の要旨〕

各生活環境事業所の平成23年度におけるトイレトペーパーの購入個数等のデータによると、中原生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが4か所と一番多く、しかも、公衆トイレ1か所当たりトイレトペーパーの購入数が4,080個と第2番目であった。また、川崎生活環境事業所は維持管理する公衆トイレが2か所と一番少ないが、公衆トイレ1か所当たりトイレトペーパーの購入数が5,760個と最大であった。

特に購入個数の多い川崎や中原両生活環境事業所については、使用実態に合った購入であるかどうかについて、再度、公衆トイレの現場における維持管理業務の中で検証することを要望する。

〔措置の内容〕

平成25年5月から消耗品出納簿の記帳により、各公衆トイレで使用するトイレトペーパーの消費数から使用実態にあった購入となっているかの検証を行っております。

ウ 適正な購入管理について（意見）

〔意見の要旨〕

公衆トイレの維持管理業務の中で、業務に不可欠なトイレトペーパーの購入は、生活環境事業所ごとに契約されているが、契約単価は1ロール当たり34円と同額であった。

現在の契約手法とその契約単価について、競争性を誘引し、より安い調達を達成するために、今後は、契約方式を各生活環境事業所で行う方式から、持ち回り制などで、特定の事業所が幹事となり全事業所の必要数を調査して年間単価契約を実施し、適切な納入回数を指定することで、在庫管理についても効率化する可能性がある。収集計画課は、各生活環境事業所の購入実態と在庫管理の実態を再度把握し、全事業所と協議して、より経済的・効率的な調達手法を導入するよう要望する。

〔措置の内容〕

平成25年度の消耗品出納簿の記載状況から、各生活環境事業所が所管する公衆トイレで使用するトイレトペーパーの正確な年間の購入数を把握するとともに、保管スペースに応じた購入回数を把握した上で、平成26年度からは複数の事業所分を一括で購入するなど効率的な購入を実施していきます。

エ 公衆トイレ維持管理業務のあり方について（意見）

〔意見の要旨〕

各生活環境事業所は、現在、溝口駅前広場公衆トイレを除き、14か所の公衆トイレの維持管理を直営で実施している。しかし、公衆トイレの維持管理業務が必ず直営職員の実施による業務の遂行形態でなければならない積極的な理由はなかなか見いだせない。

当該業務に係る再雇用職員化方向での検討の中で、再度、民間委託の可能性について、業務の公的側面（衛生面、安全面及び防犯面等）と経済性の面（コスト面等）、また、民間活力の促進の面などの比較衡量を十分に実施し、合理的で説明可能な論拠に基づく結論を見出されるよう要望する。

〔措置の内容〕

当該業務の再雇用職員化の方向での検討の中で、再度、民間委託の可能性についても、今後の社会情勢や退職動向を見据えながら、業務の公的側面（衛生面、安全面及び防犯面等）と経済性の面（コスト面等）、また、民間活力の促進の面などを比較衡量して検討していきます。その中において、衛生、安全及び防犯の確保を図りつつも、経済性の発揮や民間活力の促進のため、執行体制について検討していきます。

イ 備品の売却について（意見）

〔意見の要旨〕

車両の廃車に伴い、不用品として会計室へ移管され、財政局資産管理部契約課において売却されるごみ収集車両、し尿収集車両及び浄化槽清掃車両等に係る契約価格が不用品としての売却であるため、低価格であり、車両の使用価値及び機能等を適正に反映した価格とはなっていないものと考えられる。

〔措置の内容〕

車両の売却につきましては、車両所管課の他、契約及び支出担当課と平成26年度までに協議を行い、次回に車両を売却する平成30年度以降に向けて、車両の使用価値及び機能等を適正に反映した価格となるように、市場価格との比較検討を行う等、改善を進めていきます。

II-6. リース物件等の事務処理について

1. 監視カメラ及び車両等事業用備品のリース事務について

① 監視カメラ等の導入における契約方式について（意見）

〔意見の要旨〕

賃貸借契約期間の総額が約51万円と61万円の2つの契約について、次のような意見を述べる。

ア. 本来同一年度内で、しかも3か月しかその間隔が離れていない契約について、2つの契約で、かつ、同様の警報装置の賃貸借契約を結ぶことがないように、要望する。

イ. 契約単価に大きな乖離が生じているため、それぞれの契約案件について、原因分析を行う必要がある。

ウ. 5つの契約案件について、リース期間または再リース期間終了後の経過期間を調整して、現在の5つのリース契約を、会社ごとにひとつの契約にまとめることができるよう努力することを要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度に契約期間が終了した3つの監視カメラ等の賃貸借契約について、平成25年4月1日から1つにまとめた賃貸借契約を締結しました。

指摘を受けたそれぞれの契約は同じ仕様による指名競争入札によるものであり、契約単価に大きな乖離が生じたことについての原因は不明ですが、より透明性を担保するため、次回の契約からは一般競争入札により実施いたします。

5つの契約のうち3つについては既に1つにまとめ、平成27年3月からは全部の契約を1つにまとめることが可能となる見込みです。

② 不法投棄の網羅的な実績集計の実施について（意見）

〔意見の要旨〕

今後は、局が粗大ごみの不法投棄を抑制し、家電製品等のリサイクルを促進する目的で予算を執行して設置した監視カメラ等の効果を測定する必要から、他局所管の公共施設（公園等）における不法投棄の状況に関する統計を含めて、網羅的な統計データを集計するよう要望する。これらのデータがない限り、当該不法投棄の抑制等のために執行されている予算の効果である社会に対するインパクトの評価が実施できない状況であり、行政の説明責任の観点からも問題である。

〔措置の内容〕

現在設置済みの監視カメラについては、設置した後において不法投棄件数が減少して

いることから、その有効性を確認しているところですが、平成26年度以降は、不法投棄関係部署等により構成されている、川崎市不法投棄等防止連絡協議会において、市全体の不法投棄の網羅的な統計データの収集・拡充について、引き続き改善を図っていきます。

③ 監視カメラ等設置箇所の不法投棄データの集計について（意見）

〔意見の要旨〕

局では、現在、監視カメラ等の設置場所（8箇所）を含めて、市内に約70箇所存在する常習的な不法投棄場所へ定期的にパトロールを行っている。年度ごとに集計された不法投棄件数と重量について、監視カメラ等の設置場所のデータが特定され集計されていないため、その設置効果の評価ができない状況である。

今後、不法投棄の諸データを集計する際には、不法投棄常習箇所に設置された監視カメラ等の設置効果を把握し評価するためにも、当該設置箇所の不法投棄の件数及び処理重量等のデータを、明確に把握できるよう生活環境事業所と連携を強化して、収集するよう要望する。

〔措置の内容〕

監視カメラ等の設置箇所の不法投棄の件数及び処理重量等のデータ収集については、平成25年度以降は、廃棄物指導課による不法投棄パトロール時のデータに加え、生活環境事業所との連携強化（当該設置箇所の不法投棄の処理重量等のデータ収集などの実施）を図り、より綿密なデータの収集を行っております。

④ リース料総額に基づく現金購入価額と購入実績との比較について（意見）

〔意見の要旨〕

局は、平成20年度に新車両を導入する際に、購入価格とリース価格を比較し、購入価格の方が低廉であるとの判断を行っている。しかし、担当課で行った平成20年度の比較において、車両の種類ごとに購入価格とリース価格とを比較すると、その差額には開きがあり、1台あたり600万円以上の差が生じる車両（中型ごみ車（CNG））もあれば、年間のリース価格では購入価格とほぼ同じ額の車両（資材運搬車）も存在する。

したがって、毎年度車両の購入を検討する際には、支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額との比較により、両方の手法の有利・不利を精査することが求められている。今後は導入予定車両について、毎年度、上記の支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額との比較を行うよう要望する。

〔措置の内容〕

支払リース料総額の割引現在価値と車両取得価額との比較によって両方の有利・不利の精査ができるようにと、平成26年度予算要求時から毎年度、車種毎にリース価格と購入価格の見積要求を行うとともに、これらの比較資料を作成し、関係局との協議を進めております。

⑤ リース期間7年と再リース期間3年に対する購入車両の使用年数比較と廃棄物車両の取り扱い状況の比較について（意見）

〔意見の要旨〕

局では、廃棄物車両を10年間使用した後、不用品に組み替え、一律に入札にかけられ売却している。このように車両の使用期間が10年間という設定については、車両の諸機能や生活環境事業所における車両整備の充実状況等から考慮すると、十分な合理性があるとは言えない。廃棄物車両としての機能に問題のない車両については、引き続き使用を検討することを要望する。

また、局の負担で購入し、事業の用に供してきた廃棄物車両の売却収入は環境局の特定財源として、その売却収入を局の歳入予算に計上することを関係各局担当課と協議し、実現するよう要望する。

〔措置の内容〕

使用期間の見直しについては、機能面や安全面等を十分に精査検討して、直近で購入した車両が10年を迎える平成30年度に向けて、現在の更新年数を見直すべきかを検討していきます。また、車両の売却については、次回売却年度となる平成30年度以降に環境局の特定財源として予算計上できるように、引き続き関係局と協議を行っていきます。

2. 車両の購入から納品までの事務処理について

① 仕様内容における特別装備等の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

特別装備のうち、昼間点灯装置については、平成17年度に交通事故防止等を図るために市で導入を審議した結果、特別装備として採用が決定されている。一方で、他の特別装備の導入経緯については不明である。現在の安全基準に対応する特別装備の必要性について、再度、見直しを行い、その結果に基づき、特定の特別装備が必要である場合には、当該特別装備の設置による増加費用をそれぞれ算定・把握した上で、安全基準との費用対効果を検証し、改めて特別装備の導入を行うよう要望する。

〔措置の内容〕

平成26年度予算要求時から業者に対して、車両の各特別仕様に関する増加費用の提出を要求し、それらの資料や装備した経緯を確認しました。

これを踏まえて、見直しを行った結果、架装の一部について安全性に問題がないことから廃止しております。

また、安価で、かつ、安全性・機能性に問題ない装備についても仕様変更を行う等の見直しを行っております。

なお、安全装置に係る装備品については安全確保の観点から今後も必要不可欠であると判断し、引き続き継続します。

必要と判断された特定の特別装備の設置による増加費用について、適正な算定・把握及び安全基準との費用対効果の検証をするため、今後は、特別装備に係る経費の詳細な

追求、定期的な保安性や必要性の検証などを行っていく方向で、関係部署と協議をしながら、特別装備の導入について改善を図っていきます。

② 納品検査の実施手続について（意見）

〔意見の要旨〕

検査実施及び立会いの過程で指摘される事項について、文書化されない環境局の指摘事項の網羅的で、正確な検証に課題がある。発注した車両の検査を実施する庁舎管理課が検査書類に、その指摘事項を含めて記載している一方で、環境局の職員が検査立会の立場で指摘した修正を要する箇所を文書にしないことに合理性を見出すことはできない。

今後は、庁舎管理課がその検査結果等を環境局に通知している文書において、環境局の職員が指摘した修正箇所も併せて記載するなどの工夫を行い、後日、廃棄物車両の納品の際に、指摘箇所と修正箇所との検証を効率的、効果的に実施することを可能にする方式に改めるよう要望する。

〔措置の内容〕

平成25年度より実施している中間検査、完成検査及び完納検査については、環境局が指摘した修正箇所も検査報告書に記載することを、検査担当課である総務局庁舎管理課と調整の上、実施しました。

3. 災害時対策車両の確保方針について

① 災害時対策車両の確保方針について（意見）

〔意見の要旨〕

局では、現在、リースにより10台確保している小型空き瓶収集車両のうち、必要台数については再リース契約を行うこととしている。しかし、再リース期間後、災害時対策車両として何台をどのような根拠に基づき確保するのかという具体的な計画が存在しない。災害が発生した時の車両としてどのような車種・規格等の車両が必要となるのか、現在保有している車両で十分に対応することが想定できるのかなど、検討を進めるべきである。

したがって、担当課は、災害時対策車両の必要性について、現在保有している車両での対応状況を加味して、早急に検討するよう要望する。また、空き瓶収集車両のリースまたは再リース期間終了に伴う対応または車両確保方針についても併せて検討するよう要望する。

〔措置の内容〕

災害時対策車両の具体的な計画については、平成26年度までに局内関係課において、災害対策車の位置付けやその有効性等について検討を行っていきます。

災害時における民間事業者との連携等については、平成25年7月に、川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会との間で、大規模災害時における災害廃棄物の収集協力の実施（人員、車両、機材等の協議会からの提供を含む。）などを内容とした協定を締結しま

した。

II-7. 収入未済（債権）管理について

1. 廃棄物等処理手数料の徴収・管理について

ア 滞納整理簿における処理てん末欄の不記載について（意見）

〔意見の要旨〕

歳入徴収者（生活環境事業所及び処理センターの所長）は、滞納者について、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならない（川崎市金銭会計規則（以下、「会計規則」という。）第 56 条）。そして、廃棄物等処理手数料の滞納整理簿において、処理てん末欄または備考欄に、催告の経過を記入することとなっている。これについて、浮島処理センターにおける滞納整理簿の処理てん末欄には何ら記載がなく、別途折衝経過等の記録も作成されていなかった。そもそも、滞納整理簿において催告の経過を記載するのは、適正な債権管理を行っていることを明らかにするとともに、裁判手続等における重要な証拠資料とするためである。

したがって、各生活環境事業所及び処理センターの所長は、上記催告経過記載の意義を念頭に置いて、滞納整理簿の処理てん末欄または備考欄に催告経過について記載するよう要望する。

〔措置の内容〕

滞納整理簿の処理てん末欄または備考欄に催告経過等を記載すべきことについて、関係部署及び職員に対して、平成 25 年 3 月及び 7 月に研修を行うことにより、周知徹底を図りました。また、滞納整理簿への記載内容について、複数人によるチェックなどを行うことで確認する体制を強化し、滞納整理簿における処理てん末欄の不記載について改善を図りました。

イ 処理てん末欄の充実化について（意見）

〔意見の要旨〕

滞納整理簿における催告の経過の記載について、メモ程度のものが簡略に記述されているのみで、上記目的に寄与しないものが散見された。そこで、滞納整理簿の処理てん末欄ないし備考欄においては、催告状送付日のほか、電話による催告を行った場合には、架電日時・架電した担当者名・電話聴取内容を、また、訪問による催告を行った場合には、訪問日時・訪問した担当者名・訪問結果（面談した場合はその内容等）を記載する必要がある。

以上から、滞納整理簿において催告の経過を記載する意義を再確認し、目的に合った記載をするよう要望する。

〔措置の内容〕

適正な債権管理を図り、滞納整理簿の処理てん末欄へ記載するとともに、裁判手続等における証拠資料となるという滞納整理簿の目的と意義、また、これらのために記載すべき必要事項について、平成 25 年 3 月及び 7 月に研修を行うことにより、周知徹底を

図りました。また、滞納整理簿への記載内容について、複数人によるチェックなどを行うことで確認する体制を強化し、滞納整理簿における処理てん末欄が充実した内容となるように改善を図りました。

ア 催告方法の見直し（意見）

〔意見の要旨〕

事務要領によると、未納者に対しては、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行うこととされている。これに関連して、不納欠損に至った債権の督促状況を確認したところ、月に1回以上、電話、訪問等による催告を行っていないものが多くみられた。そこで、以下、督促方法が不適切であると考えられる3類型について、どのような催告を行うべきかについて述べることにする。

（ア）電話催告のみを繰り返している場合

電話催告のみで効果があがらない場合には、催告状の送付や訪問等、別の方法により催告を行う必要がある。

（イ）催告状が「宛所たずね当たらず」として返送された場合

催告状が「宛所たずね当たらず」として返送された場合、債務者が住所を変更した可能性がある。そのため、債務者が個人の場合は住民票を、法人の場合は会社の登記簿謄本を確認するなどして、現住所を把握する必要がある。

（ウ）債務者が死亡した場合

債務者が死亡した場合でもその債務は消滅せず、債務者の相続人が相続するため（民法第882条、第896条）、相続人に対する請求を行う必要がある。

〔措置の内容〕

適切な催告方法について、平成25年3月及び7月に研修を行うことにより、周知徹底を図りました。また、平成25年度末までに「滞納債権対策マニュアル」を策定し、状況に応じた適切な催告方法に関して、主に、文書、電話、訪問などの具体的方法により実効的な対策を図っていきます。

イ 延滞金債権の管理について（意見）

〔意見の要旨〕

延滞金については、調定後の督促及び催告を行っていないケースが多くみられた。その一因として、事務要領において、延滞金の収納事務にかかる記載がないことが考えられる。したがって、事務要領に延滞金の収納事務について明記し、各処理センター及び生活環境事業所において、事務要領に従って適切に延滞金の収納をするよう要望する。また、マニュアルの作成や定期的な研修の実施により、各処理センター及び生活環境事業所において適切に債権管理を行うことのできるような体制を整えるよう要望する。

〔措置の内容〕

適切な延滞金の事務処理について、平成25年3月及び7月に研修を行うことにより、周知徹底を図りました。また、平成25年度末までに「滞納債権対策マニュアル」を策

定し、その中に延滞金の収納事務について明記します。このことについて、関係部署へ通知するとともに、定期的な研修の実施等により、延滞金の収納を含め、適切に債権管理を行うことのできる体制を整えます。

2. 火災ごみの撤去・運搬費用等請求に伴う収入未済（債権）管理について

ア 時効期間について（意見）

〔意見の要旨〕

本件債権は、債権の早期回収の面からも商事債権と解し、消滅時効期間 5 年の私債権として管理する必要がある。

〔措置の内容〕

本件債権は、消滅時効期間 5 年の私債権として管理していきます。

イ 時効中断効の有無について（意見）

〔意見の要旨〕

本件事業者との交渉過程において、平成 20 年 3 月 17 日から翌 21 年 7 月 31 日にかけて、支払いを約束したとの記載があり、一部については議事録や報告書等が残っている。もっとも、議事録は市が独自で作成したものであり、相手方から債務承認の事実を争われる可能性もある。

以上から、消滅時効期間の起算日について、一般廃棄物処分手数料は平成 19 年 11 月 11 日から、一般廃棄物収集運搬費用は平成 19 年 12 月 7 日から、消滅時効期間が進行するものとして、債権管理をするよう要望する。

〔措置の内容〕

本件債権の管理については、火災ごみを発生させた事業者の代表取締役が債務を承認した内容を記載した平成 21 年 6 月 24 日の議事録に時効中断の効力があると考え、一般廃棄物処分手数料及び一般廃棄物収集運搬費用ともに同日から消滅時効期間が進行するものとして、債権を管理していきます。

Ⅲ リサイクル推進に係る監査結果について

Ⅲ-1. 資源物のリサイクル推進について

1. 資源物及び粗大ごみの収集・運搬及び処理業務委託等について

ア 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

（イ）事業者が行うモニタリングの評価について（意見）

〔意見の要旨〕

局は、仕様書において、受託者によるモニタリングを求めている。その方法は、毎月 1 回以上、本業務が本仕様書に基づき適正に実施されているか自らモニタリングし、結果を指定する様式により速やかに本市に報告することとしている。しかし、当該モニタリングの報告内容の一部に「否」のチェックがあった。受託者が行うモニタリングの内

容を確認の上、適時の提出・報告を徹底する指導を要望する。

〔措置の内容〕

空き瓶及び粗大ごみの収集運搬業務において、受託者によるモニタリングについては、平成25年3月中に各生活環境事業所長及び各委託業者の業務責任者に対して、適時の提出・報告をするように周知徹底を図りました。なお、小物金属、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装収集運搬業務においては、平成25年1月及び2月に開催した業務責任者研修において、収集運搬業務変更届出書、事故等発生報告書などの各種提出書類によって、受託者によるモニタリングについて適時の提出・報告を求めるように説明して周知徹底を図ったところですが、今後は、空き瓶収集運搬業務等においても同様に、業務責任者研修において周知徹底を図っていきます。

イ 空き瓶の収集及び空き缶・ペットボトル収集の実施日について（意見）

〔意見の要旨〕

空き缶・ペットボトルの収集と空き瓶の収集は、同じ日の収集としているが、空き缶・ペットボトルと空き瓶が混在して排出されている状況が多く見受けられ、空き瓶の収集対象物以外のものが一定量排出されていた場合や異物の混入がひどい場合に「排出指導票」を貼付し、取置きすることにより排出者への周知を行っている。

資源物の適正排出が市民により効果的に実施されるよう、また、空き瓶の収集運搬業務委託が効率的に実施されるよう、さらには、生活環境事業所の職員の業務が本来求められる適正排出指導等の目的に貴重な人的資源を集中することができるように、空き瓶収集日と空き缶・ペットボトル収集日とを同日ではない日に割り振る作業計画を策定するよう要望する。

〔措置の内容〕

空き瓶収集日と空き缶・ペットボトル収集日とを同日ではない日に割り振る作業計画を策定することについては、市民の皆様の混乱を招くことが想定されるので、監査意見を参考にして、今後の研究課題とします。ただ、空き缶・ペットボトルと空き瓶が混在するケースに対しては、分別ルール、排出マナー等の周知徹底により、職員負担の軽減を実施することによって改善を図っていきます。

ア 設計金額の積算構造について

（ア）業務費の積算について（意見）

〔意見の要旨〕

当該契約は総価契約であり、積算方法として数量と単価で設計金額を算定しているため、見積りと実績とが大きく乖離しないよう、十分なモニタリングが必要である。しかし、業務委託の実施状況に関する作業日数や燃料消費量等の実績数量について、設計時点での数値を検証する仕組みが構築されていない。したがって、総価契約であればなお更、仕様書等において当初設定した見込み数量（作業日数や燃料消費量等）の検証作業を効率よく実施することができる仕組みを構築するよう要望する。

〔措置の内容〕

当初の見込み数量（作業日数や燃料消費量等）の検証作業を効率よく実施する仕組みを構築するために、平成25年1月までに、過去の実績に基づいてモニタリング等を行いました。その結果を踏まえて検討したところ、土曜日の運搬作業等を仕様書に盛り込んでおりましたが、空き瓶の搬入量が当初計画より下回っていたなど、当初の見込み数量と実績に乖離が発生した際においては、実施状況に応じて仕様書や設計金額に適確に反映されるよう変更をし、平成25年度契約から改善の対応を図りました。

ア 設計金額の積算構造について

（イ）諸経費の積算について（意見）

〔意見の要旨〕

委託業務でも、その業務内容によっては、国土交通省工事積算基準等を参考に積算を行っているが、それらの中には、諸経費率をそのまま利用した場合、適正な積算にならないものもある。たとえば、「空き瓶運搬業務委託契約」は運搬業務であり、その日のうちに受け入れた空き瓶をその日のうちに積み替え、運搬するもので、仮設物の必要性は低い。したがって、当該マニュアルを積算の根拠とすることは合規性の観点から重要ではあるが、委託業務によっては、効率的で効果的な積算の視点から、改善を要するものと考えられ、積算の趣旨を再度確認し、実態に則した積算を実施するよう、要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度中に設計積算マニュアルを改訂し、例えば、仮設物の必要性がない場合は、共通仮設費を控除するなど、業務内容や実態により諸経費の積算及び精査を行うようにしました。平成26年度の業務委託契約から、このマニュアルに従って積算に反映させることで対応を図りました。

ア 設計金額の積算構造について

（ウ）委託業務執行マニュアルの内容の再検討について（意見）

〔意見の要旨〕

委託業務執行マニュアルの内容は、改修工事における契約の設計方法を参考としている点が多いため、当該「空き瓶運搬業務委託」について、マニュアルによる積算方法は必ずしも実態に則した方法であるとは言い難い。マニュアルの運用について、実態を反映した対応が可能となるよう、文言の修正及び単価・比率等の適用の際の留意点等を反映するよう要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度中に当該マニュアルの改訂を実施し、積算方法について上記（イ）のとおりとし、また、当該マニュアルについて、運用で実態に即した対応が可能となるように、必要な文言修正をし、単価・比率等の適用の際の留意点等を記載するなど、改善を図りました。

イ 仕様内容（積算単価・数量）の合理的根拠の設定について（意見）

〔意見の要旨〕

平成 23 年度における当該業務委託に係る仕様書において、受入業務 310 日、及び運搬業務 311 日に対して、平成 23 年度の実績としての作業日（運搬日）250 日は大きく乖離している（平成 22 年度：261 日）。実績は、ほとんどの休日において、運搬作業を行っていない。このような作業日の大きな乖離は、受託者の業務の実施コストに大きな影響を与える項目である（過大な積算額：3,645 千円）。したがって、作業の実態に支障がない限り、より経済的な業務委託の仕様内容や設計内訳となるよう、見直しを行うことを要望する。

〔措置の内容〕

仕様書と実際の作業日数等に大きな乖離がないよう、過去の実績である運搬日数や運搬量等を踏まえながら作業日数等を見直し、平成 25 年度の仕様書から反映しました。今後においても同様に、各年度、仕様書の作業日数等を見直していきます。

ア 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意見）

〔意見の要旨〕

実績収集資料としては作業日報及び月報があるが、稼働日数の実績は集計されていない。前述のとおり、機械の停止時間が長くなることは委託料の支払額との関係で実質的に非効率な作業に対する支払いとなるため、稼働日数、稼働時間も合わせて実績として集計される必要がある。また、搬入量に対する処理量の目標数値を設定することは、精度の高い選別、市民への分別周知の徹底への動機づけとなるため、数値目標を設定することを要望する。

〔措置の内容〕

平成 25 年度以降、委託契約の執行状況をより正確に把握するため、より一層のモニタリングの実施や、稼働日数、稼働時間等の実績の集計を行っていきます。

また、数値目標については、平成 26 年度中を目途に、搬入量、成果品の量、夾雑物などを考慮しながら、検討・検証を行っていきます。

イ 資源化処理施設（南部・堤根）の能力と実績の乖離について（意見）

〔意見の要旨〕

南部リサイクルセンターは、受入供給設備、選別設備を備えており、機械による選別を行っている。しかし、稼働状況は、処理能力の約半分である（処理能力：45t/日（9t/h）に対して、実際稼働：21t/日（3.9t/h））。その理由は、選別設備の規格及び性能等の問題や老朽化等に伴い、空き瓶の色選別の精度が低下しており、残渣として処理されてしまう確率が高いためである。

王禅寺等の今後のリサイクル施設の建設計画や完成時期との整合性を図りつつ、コストがかかり過ぎる現在の設備の稼働に対して、抜本的な改善計画を策定し、意思決定を

行うよう要望する。

〔措置の内容〕

平成10年から稼働している南部リサイクルセンターは、老朽化等に伴い、機器の稼働状況が低下していることから、今後、王禅寺処理センター資源化処理施設の完成時期との整合性を図りつつ、平成25年度に設備の改修方法等の調査委託を実施し、平成28年度から基幹改良工事を施工することとしています。

ア 資源化処理施設（南部・堤根）の能力と計画・実績の乖離について（意見）

〔意見の要旨〕

南部リサイクルセンターは、受入供給設備、選別設備、圧縮設備及び集塵設備を備えている。一方、堤根処理センター資源化処理施設は受入供給設備、選別設備及び圧縮設備を備えている。両者の稼働状況は、年間搬入量が現在の水準で推移するのであれば、設備としては過大である。また、使用による設備の老朽化により実際の処理能力が低下していることも考えられる。

現在の設備の処理能力、実際の処理能力、処理見込量及び老朽化の状況等に対して、市内から排出される空き缶・ペットボトル等の計画排出量及び実績排出量の割合を十分に分析して、適正な処理能力についての評価をし、施設の整備については過大な処理能力等とならないよう、設備投資の適正規模及び整備時期の決定を行われるよう要望する。

〔措置の内容〕

南部リサイクルセンターの基幹改良工事については、市内から排出される空き缶・ペットボトル等の計画排出量及び実績排出量の割合を十分に分析を行い、その結果を平成25年度に実施する設備の改修方法等の調査委託に反映させ、設備投資の適正規模や整備時期を決定するよう努めていきます。

ア 落札率の乖離状況について（意見）

〔意見の要旨〕

一般競争入札により、川崎市資源リサイクル協同組合が落札しているが、その落札率は41.44%であった。契約を締結する段階で、低入札価格調査を実施しているが、契約締結後においても、人件費の実際支給状況や福利厚生面での問題点がないかどうか、作業の質に係る業務上の適正な研修内容・時間数や人材育成をどのように実施しているかなど、業務実施面における不履行リスクに繋がる要素を把握し、評価する活動を担当課は怠ってはならない。契約相手方は法人化された組織ではないため、また、協同組合の設立の経緯を踏まえて、組織の業務履行責任のあり方や内部統制面での問題点があれば、必要な契約上の指導を発注側の責任として実施するよう要望する。

〔措置の内容〕

契約締結後においても、人件費の実際支給状況や福利厚生面での問題点がないかどうか、作業の質に係る業務上の適正な研修内容・時間数や人材育成をどのように実施しているかなど、平成25年4月に調査を行いました。その結果、契約の適正な履行が

十分に確保される体制であることを確認しました。今後も引き続き、定期的に1年1回、調査を実施し、また、継続的な業務評価に努めていきます。

ウ 実績集計と設計基礎数値との乖離状況等について

(ア) 成果品の作成目標とその達成の手段について（意見）

〔意見の要旨〕

当該業務実施に当たって、担当課はペットボトルの完成べール品について数値目標の設定を行っていない。処理不適物が混入すること自体、市民による資源物の分別ルールが徹底されていないことを意味し、処理施設での業務委託の非効率を招く原因でもある。また、委託業務の実施結果である完成べール品の質を直接向上させる業務指標を設定することが業務委託内容の評価の透明性にもつながるものとする。実際の作業成果品の質の向上を目指すため、また、資源物の適正排出における現実的な問題点の所在を明確にし、市民への排出ルールの徹底、普及啓発活動の活性化につなげるために、今後は、成果品の品質向上の目標を明確に設定し、その成果向上の手段としての業務指標を受託事業者と合意のうえ、測定・評価することができる仕組みを構築されるよう要望する。

〔措置の内容〕

成果品の品質向上の目標を明確に設定し、その成果向上の手段としての業務指標の設定や測定・評価をすることができる仕組みについて検討をしたところ、本市独自の品質評価基準を設ける方向で、平成26年度契約に反映するよう努めていきます。

ウ 実績集計と設計基礎数値との乖離状況等について

(イ) 容器リサイクル協会の判定基準と目標管理について（意見）

〔意見の要旨〕

容器リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）による完成べール品の評価について、平成24年度では、南部リサイクルセンター及び堤根処理センター資源化処理施設はともにA評価という高い評価を受けた。容リ協の評価に関しては目標を達成している。しかし、視察時点での完成べール品等の内容を目視した限り、いまだキャップ等の異物が完成品に含まれている。したがって、容リ協の評価基準の是非に拘らず、局としては、前述のとおり、完成べール品等の質の向上に更に取り組むことを要望する。容リ協に対しては、A評価達成団体の更なる純正品の作成努力を評価することができる仕組みを要望する。局としても容リ協に対してさらにレベルの高い評価制度を創設するよう働き掛けることが重要である。

〔措置の内容〕

ペットボトルの完成べール品について検討したところ、キャップやフィルムの除去がどの程度できているか等を内容とした、本市独自の評価基準を平成25年度中に設けることとしました。今後は、これを業務の評価基準の一つとして活用していきます。

また、容リ協へは、より細分化した評価基準の制度変更への働きかけを行っていきます。

ア 設計金額の積算構造について

(ア) 見積書の精査について（意見）

〔意見の要旨〕

当該使用済み乾電池の運搬・処理業務委託の仕様内容の作成及び設計に当たっては、運搬見込重量、1 回当たりの運送コスト等の実態を調査して、経済的に最適な発注量を算定すべきであり、それを踏まえて、参考見積書の内容を精査して設計単価の積算を行うことを要望する。

〔措置の内容〕

運搬見込重量、1 回当たりの運送コスト等の実態の調査を行い、その結果を踏まえて最適な発注量を算定した上で、平成 25 年度契約の設計単価に反映しました。今後も継続的に実態調査等に努めていきます。

イ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意見）

〔意見の要旨〕

次年度以降の積算に役立つ情報を集計するためには、効率的な運搬の実施を評価するための情報を収集する必要がある。実績集計資料として報告を受けるデータの活用目的を再度把握し、その目的のひとつとして、契約に当たっての実績を踏まえた適正な設計業務に必要なデータ（実際運送距離、1 回当たり平均燃料費、人件費や減価償却費等のデータ）を精査するよう要望する。

〔措置の内容〕

効率的な委託業務の実施状況について把握及び評価ができる情報等の収集をより一層図るため、平成 25 年度から、モニタリングでの走行距離や燃料使用量等の報告書や資料の提出などを実施しています。これらによって得られた情報等に基づいて必要データを精査することにより、適正な設計業務が執行されるよう改善を図っていきます。

ア 設計金額の積算構造について

(ア) 減価償却費、固定資産税の積算方法について（意見）

〔意見の要旨〕

減価償却費は、建設費とプラント費の取得価額相当額を 115 か月で償却した場合の 1 年当たりの減価償却費として算定している。115 か月は、9 年 7 か月であり、概ね契約期間で償却が終わる計算である。

契約終了後も北部地区に建設を予定していた資源化処理施設の竣工時期が当初の計画より延伸しているため、受託業者が、当該建屋及びプラントを活用して、川崎市の空き缶・ペットボトルの資源化処理を行う必要があることに鑑みれば、新たな契約期間における契約金額の設計基礎に償却済みの設備の減価償却計算等を反映することを要望する。

〔措置の内容〕

受託業者と交渉を行い、平成25年度の契約より、建設費とプラント費の減価償却費を除いた金額で契約を締結しました。

イ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

(ア) 契約単価の見直し方法の確立について（意見）

〔意見の要旨〕

当該契約は平成14年5月24日から平成25年3月31日までの複数年度契約であり、かつ単価契約である。設計金額の単価は、当時の「積算資料」等を基準としている。その単価は、近年の設計単価と比較して割高である。したがって、複数年度契約であり、かつ、単価契約であるため、来年度以降、本契約を延長するかまたは再契約を締結することとなるため、年度ごとに設計単価の見直しを行い、契約金額の見直しに反映するよう要望する。

〔措置の内容〕

通常、単価契約の場合は、基本的に単価金額の見直しができないことから、平成25年度より契約期間を単年度契約とし、年度ごとの経済状況等を考慮し、契約金額に反映できるよう対応を図りました。

イ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について

(イ) モニタリングの充分性について（意見）

〔意見の要旨〕

局は、委託契約に関するモニタリングとして、ペットボトルについての年1回程度の製品検査を行うとともに、提出された報告書を確認している。

当該契約は包括委託であるが、作業員の多くは下請業者でもある。そのため、業務がいわゆる「丸投げ」の実態となっていないか、下請業者への統制はなされているか、仕様書どおりに業務が行われているかなど、現地調査によるモニタリングを行うよう要望する。

〔措置の内容〕

平成25年度より、特定契約案件となっており、賃金台帳の提出が義務付けられているほか、仕様書等により、適切に業務のモニタリングができるよう対応を図りました。また、抜き打ちで、現場状況の確認調査を行い、適切な業務管理に努めていきます。

エ 包括契約と個別契約の比較について（意見）

〔意見の要旨〕

当該契約は10年間の包括委託契約である。一方、南部地域では、個別の業務ごとに委託契約を締結している。

空き缶・ペットボトルの処理計画に対して、実際の搬入量の比較を行うと、北部地域

では包括委託契約に基づき搬入調整を行っているため、ほぼ 90%の稼働である。その結果、南部リサイクルセンター等の処理計画に対する実績が低下しており、稼働率が低い原因のひとつでもある。今後は、当該資源物の処理業務委託の契約形態として、包括契約と業務ごとの個別契約の両者を比較し、さらに、総価契約か単価契約か、どちらの契約手法を採用するのかを、施設の再整備に合わせて真剣に検討することを要望する。

〔措置の内容〕

契約方法については、今までの契約状況を踏まえ、平成 25 年度において、総価契約と単価契約について、また、包括契約と個別契約について、問題点を洗い出し・検証を行ったところ、包括的な総価契約とする方向性で進めていきます。今後は、このことを踏まえて、施設改修後の委託や新規建設される資源化処理施設などに反映するよう努めていきます。

オ 資料の整備について（意見）

〔意見の要旨〕

予定価格書がファイルに保管されておらず、現在所在不明となっている。書類の整備について徹底するよう要望する。

〔措置の内容〕

同様の事例が発生しないよう、書類の整理・管理についての体制強化及び周知徹底を図りました。

⑧ 当初設計金額の算定根拠について（意見）

〔意見の要旨〕

資源物の収集運搬業務委託の設計に際しては、人件費の積算根拠には行政職の給料体系が使用されており、また、車両費の積算根拠にも環境局仕様の車両に基づき設計されており、業者の調達価額とは異なっている。

当該業務を直営による実施から委託契約による実施に移行する際に、業務委託先と考えられる複数の業者の人件費や車両の状況等、積算に必要な直接費等について、入念な市場調査を実施するべきであった。後述するように、次回の複数年契約の際には、当初または現在の設計額の詳細と実績との差異を十分調査し分析したうえで、新たな現実的な設計金額を算定することを要望する。

〔措置の内容〕

設計価格と実績が大きく乖離することのないようにするため、平成 25 年 4 月に実施する北部地域のプラスチック製容器包装収集運搬業務の入札に向け、複数の業者から見積書を徴取して、積算に必要な費用（人件費、直接費等）や車両の状況などについて調査し、これらを参考にして設計価格の積算をしました。

⑨ 小物金属収集運搬業務委託に関する低落札率について（意見）

〔意見の要旨〕

小物金属収集運搬業務委託契約のうち、宮前生活環境事業所管内と多摩生活環境事業所管内の契約についてはいずれも極端な低落札率となっている（宮前 60%弱、多摩 50%半ば）。これらはいずれも低入札価格調査が行われており、契約に際しては委託業務を遂行するのに支障のないことが確認されている。しかし、契約期間である 3 年間の業務実施に当たり、請負業者の倒産リスク等の管理について、明示的な評価の仕組みが構築されていない。

複数年契約のうち、次年度以降の毎年度、業者の決算書及び税務申告書等を入手し、損益の状況、資産・負債の変動及び資金収支の状況について、異常な数値の変動について分析し、受託業務の実施に当たり経営上の重大なリスクは存在しないかなどについて、委託業者の責任者にヒヤリングを行うなどして、業績内容を把握し、適時適切な評価を行うよう要望する。

〔措置の内容〕

低入札価格調査により複数年契約をした業者に対する次年度以降の状況調査の手法については、毎年度、業者に対して、財務書類等の資料提出を求め、経営状況についてヒヤリングを行うことなどを方向性とした評価の仕組みの構築に向け、平成 26 年度契約からの実施を目指して、今後検討していきます。

⑩ 業務委託実績の集計・分析・評価体制の確立について（意見）

〔意見の要旨〕

収集運搬業務委託費積算根拠の各設計項目について、現在のところ実績調査を行っていない。人件費、車両費、需用費（消耗品費）、燃料費及び研修費等、概ね全ての項目について、会社の業務実施の実績を調査し、比較・分析することが、現在の状況では求められているものと考えられる。

複数年契約に当たっては、質の高い業務実施をより低コスト（「受託業務を遂行するに足りる額」）で可能にする業者の業務実施体制、その運用状況について、十分に評価ができるように、業務委託の実績データを集計し、分析・評価する仕組みを確立するよう要望する。

〔措置の内容〕

複数年契約をした業者に対する実績調査の手法については、運用状況等の分析・評価、他の業者の取組との比較検証等を行うことなどを方向性とした評価の仕組みの構築に向け、平成 27 年度中の実施を目指して、今後検討していきます。

⑪ 業務委託契約事務について（意見）

〔意見の要旨〕

資源物処理業務委託に係る契約事務等は、主として本庁部門で集中的に執行されている。それに対して、業務委託の履行場所を所管する部門が仕様内容、設計業務及びモニタリング等を実施することで、常に受託業者の業務執行を監視することができ、その業

務実施過程の評価結果をより適時適切に仕様内容等の見直しに反映することが期待される。本庁部門の処理計画課等は、業務委託の実施過程に対する牽制機能を発揮することが求められるべきである。このような視点から、各業務委託の運用の効果を全体として組織的に高める仕組みを再構築することを要望する。

〔措置の内容〕

今までも適時適切な仕様内容等の見直しへの反映が可能となるよう、一部の業務委託では、履行場所を所管する部門（各処理センター）が仕様内容、設計業務及びモニタリング等を実施しております。

今後についても、3処理センター化に伴う執行体制の見直し検討に合わせて、業務の有効性と費用対効果の視点等を総合的に勘案して、効果的・効率的な執行体制を検討していきます。

2. 減量化施策について

ア 生ごみ処理機等購入費助成金等について

（ア）生ごみ処理機等助成件数の低下への対応の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

平成3年の助成開始から助成件数は減少傾向にある。過程で行う生ごみ減量化は、市全体の減量化のためにも重要である。

減量推進課や生活環境推進係等の職員を、発想の転換により、生ごみ処理機助成制度という局の行政サービス（減量化のための手段）をいわば売り歩く営業パーソンと位置付け、また、生ごみリサイクルリーダー、廃棄物減量指導員を有能なアシスタントと位置付けて、協働して各種イベント、出前ごみスクール及びふれあい出張講座等で実績を積み重ねていくような、具体的で目に見える活動を要望する。

〔措置の内容〕

生ごみ処理機等助成件数の低下に対応するため、具体的で目に見える制度の広報を目的として、平成25年度に生ごみリサイクルリーダーや廃棄物減量指導員と協働して各種のイベント（収集体制変更に伴う住民説明会や生ごみリサイクル相談会など）におけるPR活動を実施いたしました。

こうした活動による経験を踏まえ、出前ごみスクールやふれあい出張講座も含めた様々なイベントのうち、どのイベントを活用すると最も効果的に制度のPRができるのかという観点で、各生活環境事業所の生活環境推進係と平成26年度に協議を進めていきます。

イ 生ごみリサイクル活動助成金について（意見）

〔意見の要旨〕

生ごみリサイクル活動助成金は、平成23年度において、15団体（上限10万円、助成期間3年間）を想定していたが、実際の助成額は、6団体、418千円にとどまっている。過年度の活動助成対象団体へのアンケートの実施による利用実態の調査や助成金額

の十分性・助成期間の妥当性等の把握等、周知のための更なる努力が必要である。

〔措置の内容〕

生ごみリサイクル活動助成金の有効活用に向け、利用実態、助成金額、期間の妥当性等を把握するため、平成26年3月までに、過年度の活動助成団体に対してアンケート調査を実施する予定です。

このアンケートの結果を踏まえ、平成26年度の申込期間に間に合うように、本助成金制度の有効性等をホームページ等により伝えることについて、今後も検討を進めていきます。

ウ 生ごみリサイクル推進事業について

(ア) 各種モデル事業からの情報収集及びその活用について（意見）

〔意見の要旨〕

各種モデル事業に係る成果等情報の取扱いについて、事業として行った業務委託の結果としての情報収集にとどめることなく、更なるリサイクル推進につながるよう、活用されることを期待する。市がどのような事業を行い、どのような成果を得て、これによりどれだけの効果があるのか、またどれだけ有益かを明示することは、生ごみリサイクル事業に関する市民の関心や意識の向上に繋がると考えられる。したがって、局が行う事業の成果が、家庭での生ごみリサイクルにも反映する様々な公表技術も含めた工夫を要望する。

〔措置の内容〕

各種モデル事業については、庁内会議においてその成果や今後の方向性についての庁内調整を図ってきたところです。

また、市民に事業の効果等についても分かりやすくするにはどうすれば良いか検討しました。

検討した結果、今後は、平成26年度からホームページに成果物や活用先等を公表する方向で予定し、検討・準備をしていきます。

ウ 生ごみリサイクル推進事業について

(イ) 生ごみリサイクルリーダーの活動の活性化について（意見）

〔意見の要旨〕

生ごみリサイクルリーダー（10名）の活動は、平成23年度派遣等件数は29件である。生ごみリサイクルの講習会の開催頻度を高め、参加者を増やし、実際に体験する機会を増やすことが重要である。生ごみリサイクルリーダーと後述の廃棄物減量指導員の協力のもと、ごみ減量化への関心を高めるような活動を活性化することを要望する。

〔措置の内容〕

生ごみリサイクルリーダーの活動の活性化に向け、区役所ロビーでの生ごみリサイクルリーダーによる相談会を充実させることにより、平成23年度には29件だった派遣等の件数が平成24年度には32件に増加したため、平成25年度についても派遣件数

増加に向けて取り組んでおります。また、環境教育の一環として小中学校へ生ごみリサイクルリーダーを講師として派遣することなどについて、区役所や関係局と協議し、平成26年度には、学校やイベント会場で普及啓発活動を実施する方向で検討・準備を進めていきます。

ア 廃棄物減量指導員支援団体報償金について（意見）

〔意見の要旨〕

平成23年度における廃棄物減量指導員支援団体報償金の交付実績は、報償金交付団体数559団体、交付額9,042千円であった。

報償費の性格上、廃棄物減量推進への報償的な支出である以上、担当課として地域のリサイクル活動に参加や協力していない95件及び無回答であった21件（第9期廃棄物減量指導員に対するアンケート結果）の廃棄物減量指導員の活動状況を調査・把握し、原因分析をもって、廃棄物減量指導員支援団体の更なる活動の活性化に向けた改善活動を徹底されるよう要望する。また、報償金申請のための活動状況報告書の記載内容の十分性を踏まえ、報償金交付の妥当性を検証されたい。

〔措置の内容〕

廃棄物減量指導員支援団体報償金については、平成26年3月までに、指導員に対するアンケートをとりまとめ、指導員の活動状況報告書の記載内容等の照合を実施する予定です。その結果を分析し、課題を整理し、廃棄物減量指導員の活動の活性化につなげていきます。今後も引き続き、活動内容等の分析・検証を行い、改善を図っていきます。

イ 廃棄物減量指導員連絡協議会助成金について（意見）

〔意見の要旨〕

平成23年度の廃棄物減量指導員連絡協議会助成金の交付額は、2,848千円であった。そのうち、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会の事務運営費決算報告資料を閲覧したところ、機関紙発行事業の予算額60,000円を執行せず、カメラの購入77,060円に充てていた。当該連絡協議会の事務運営において、助成金が予算額の全額とされており、上記のような執行方法について問題がある場合、担当課として助成金の交付趣旨を徹底し適切な指導を行われたい。また、当該助成金の予算編成、執行管理、決算及び事業報告等の事務を担当課で実施している仕組みになっており、現状の事務処理について内部統制の面で改善されたい。

〔措置の内容〕

廃棄物減量指導員連絡協議会助成金の執行管理については、助成金の交付趣旨を踏まえ、平成25年度から、事業別・執行科目別予算として適正に設定し、執行管理を実施しています。

また、今後、備品等を購入する必要が生じた場合は、翌年度、予算設定時に執行科目を設定するなど、適正な予算執行体制を整えていきます。

なお、川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会で所有する備品については、備品管理簿を

備えましたので、適正な備品管理に努めていきます。

ウ 廃棄物減量指導員の活動状況について（意見）

〔意見の要旨〕

廃棄物減量指導員の役割は、ごみ減量の普及啓発、リサイクル活動実践の指導、排出方法の順守指導及び廃棄物行政に関する意見及び情報の提供である。

担当課は、第9期（H22.4～H24.3）廃棄物減量指導員に対してアンケートを実施しているが、ごみ減量の普及啓発、すなわち、生ごみリサイクルに関する指導状況についてはアンケート項目には入ってはおらず、廃棄物減量指導員の活動が明らかになっていない面があった。家庭から出るごみの約3割は生ごみであることから、廃棄物減量指導員による市民への指導が重要な役割を果たすと考えられる。生ごみリサイクルリーダーとの連携や生活環境推進係との相互の連絡調整をさらに活発化し、廃棄物減量指導員による更なる普及啓発活動の充実を要望する。

〔措置の内容〕

廃棄物減量指導員による普及啓発活動の充実を図るため、第10期（平成24年4月～平成26年3月）廃棄物減量指導員に対してのアンケート（平成26年3月予定）を実施する際には、廃棄物減量指導員の主な役割の1つである「ごみ減量の普及啓発に関すること」の活動内容について、より詳細に把握するための工夫をして、アンケートに具体的な活動の項目を盛り込むよう改善する予定です。

今後は、アンケート結果を活用しながら、生ごみリサイクルリーダーと生活環境推進係との連携の推進とともに、廃棄物減量指導員による更なる普及啓発活動の充実についての方法を引き続き検討していきます。

ア 過年度の報告書に対する取組状況について（意見）

〔意見の要旨〕

川崎市ごみ減量推進市民会議の報告書の内容、生活環境事業所と廃棄物減量指導員が協働で行う集積所での排出指導をより具体的な活動目標のもとで改善状況を定期的に把握・評価しながら着実に実施することや減量指導員による体験発表会等を開催することは極めて重要である。直接の指導・解説により、パンフレットでは伝えきれないことを説明することができ、ごみ減量化への意識の向上につながる可能性も考えられる。

今後の市民会議の活動にさらに期待するものであるが、この内容を具体化するための局内部における職員（生活環境推進係等）の人材育成など体系的な取組を要望する。

〔措置の内容〕

市民会議においては、市民・事業者との協働の取組を推進してきたところですが、市民会議における報告書で提案されたものとして、平成23年度から、集積所における排出指導として取り組んでいる「3R推進デー」の実施状況及び実施内容に関して、毎月の報告書による把握を開始しました。

今後についても、市民会議の活動がより効果的な取組となるよう、局内部における職

員（生活環境推進係等）の人材育成などを体系的に行い、住民組織や廃棄物減量指導員と連携を図りながら、実施内容の検証等を行いながら検証結果を実施内容にフィードバックさせるなどの体制を構築し、取組を進めていきます。

3. 集団回収業務（報償金と奨励金のあり方等）について

① 資源集団回収の経緯及び現状とその方向性について（意見）

〔意見の要旨〕

資源集団回収の処理経費は、普通ごみの処理費用の約 10 分の 1 と経費面では圧倒的にすぐれている。しかしながら、単身者や賃貸マンションが多い地域などにおいては、資源集団回収団体の組織化の問題など様々な理由により、集団回収が実施できない状況にある。

局では、資源集団回収を補完する取組として、平成 22 年 2 月より、宮前生活環境事業所管内をモデルとして、資源集団回収を実施していない地域を対象に、生活環境事業所が古紙の集積場所を選定し、川崎市資源集団回収事業連絡協議会の回収業者によるモデル回収を実施している。

このモデル実施が 3 年目となる平成 24 年度においては、減量推進課の職員や生活環境事業所の生活環境推進係の職員等が、地域の特性を十分に調査し、このような課題を解決することにより、他の生活環境事業所へも拡大することができるような仕組みの構築に、当該地域の市民、回収業者及び減量指導員とともに、推進していくことを期待する。

本来は、集団回収による資源物の回収方法が、市民の環境保護意識の向上の面でも、また、直営職員による収集業務の効率性の面からも、効率的で効果的である。したがって、地域住民の生活スタイルに合わせた資源物収集の可能性について、単身世帯やマンション世帯の住民との新たなネットワークの構築や大学生及び高校生等の若年世代のグループ活動・研究会活動とのネットワークの拡大などの可能性を模索し、伝統的な集団回収の枠を踏み越えた施策を構築されるよう要望する。

〔措置の内容〕

資源集団回収を補完する取組として宮前生活環境事業所管内で実施した古紙のモデル回収については、平成 24 年度で 3 年目を迎えたことから、集団回収の今後の方向性を検討する上でも、モデル回収実施結果の検証を行いました。検証の結果、回収量の確保や回収ポイントの増加などの課題がありますが、引き続き重点的に取り組み、平成 25 年度からは、一部の業者によるモデル回収から輪番制による回収へ移行し、宮前生活環境事業所独自の取組として本格実施しました。こうした取組の実績を踏まえ、平成 26 年度以降、他の生活環境事業所への導入について協議していきます。

② 現在の報償金制度等の運用について（意見）

〔意見の要旨〕

資源集団回収事業における実施団体への奨励金の流れや登録業者への報償金の流れに

ついて、資源集団回収事業を行う実施団体及び回収業者に対し、回収量に応じて、次のとおり単位当たり奨励金・報償金を交付している。

i 実施団体（町内会、自治会、PTA等）への奨励金：3円/kg

ii 回収業者への報償金：1円/kg

市がこれらの単価を市況連動するものと考えている以上は、ルールを決めて時価に連動させるべきである。その際に6ヶ月、1年、2年ごと等見直しの期間を決めておくとともに、一定の率の変動の場合は単価について検討するなどの取り決めを設定することを要望する。また、現在、報償金や奨励金の単価は品目に関係なく、全て重量単位で決定している。しかし、市況に連動させるのであれば、品目ごとに単価を決めるよう要望する。

さらに、資源物の買取価格を一定のルールに基づき定期的に調査を行い、回収業者の回収コストに与える人件費や燃料費の動向を勘案して、資源物回収業者への報償金や回収登録団体への奨励金の適正水準を常に意識した実務を実施することができるよう、一定のルールを構築することを要望する。

〔措置の内容〕

現在川崎市が交付している実施団体への奨励金額・登録回収業者への報償金額についての検討の目安とするため、資源集団回収品目（新聞・雑誌・段ボール）の市況について、古紙回収問屋買値（東京）の毎月の平均価格を調査しました。

資源集団回収の実施状況等に係る調査については、平成26年1月までに実施する予定であり、その事前準備として、他都市から照会があった調査の結果について分析し、川崎市が調査する内容について整理を行いました。

今後は、調査の結果、近隣の政令市の動向、登録回収業者との意見交換の結果等を踏まえ、平成27年3月までを目途に、資源集団回収事業における実施団体への奨励金や登録回収業者への報償金に係るルール（市況との連動、見直すべき期間、見直しを要する場合の市況の変動率、品目ごとの単価設定、民間調査等のしくみの構築など）について、検討していきます。

③ 他都市の奨励金等の状況について（意見）

〔意見の要旨〕

他都市における登録団体奨励金及び登録業者報償金の状況について、集団回収を行う登録団体への奨励金は、資源物の種類に関係なく、一定金額である。一方、資源物を登録団体から回収する登録業者への報償金は、横浜市や千葉市のように資源物の種類に対応して、単価を設定する方式である。また、横浜市は市況に連動して単価を見直すルールである。

以上より、局としては、登録業者への報償金について、市況を反映した単価の設定にすることを社会実験として実施することも考えられる。他都市の報償金等の支払いルールをつぶさに調査し、その仕組みの特徴と問題点を洗い出し、川崎市におけるルールの適用の可能性を分析評価すべきである。このような試みを実施するよう要望する。

〔措置の内容〕

資源集団回収業者への報償金について、近隣の政令市における報償金等の支払手法や単価に係る調査を平成26年1月までに実施する予定です。

その他については、上記「② 現在の報償金制度等の運用について（意見）」の〔措置の内容〕と同様です。

Ⅲ-2. リサイクル推進に係る指定管理業務について

1. 橋リサイクルコミュニティセンターの管理状況について

① 指定管理業務実績の評価と改善努力等について（意見）

〔意見の要旨〕

施設利用状況の報告内容に関連して、指定管理者が、施設の利用実態に対応した原因分析とその説明を市担当課に対して十分に行い、市担当課においては今後の指定管理業務の改善につなげるよう要望する。また、この公の施設における個別の事業が施設の設置目的に合致しており、市民にとってもリサイクル意識の涵養などの面で、いかに魅力のあるものであるかについて、的確に広報を行うよう要望する。

〔措置の内容〕

橋リサイクルコミュニティセンターの平成24年度利用実績の報告に当たり、利用実態の説明や分析を指定管理者に対して求めました。

また、指定管理施設の魅力について、より効果的な情報を発信し、利用者の増加を図るため、平成26年1月までにホームページにおいてリサイクル家具類の情報を充実させるなどの改善を実施しました。

② 業務日誌の記載の正確性について（意見）

〔意見の要旨〕

指定管理者が作成している業務日誌は、全体として記載内容が定型的で、「利用の案内及び受付業務」、「備品等の貸出業務」、「3Rの推進に関する業務」及び「近隣地域・利用者からの要望への対応」等について、「特記事項なし」の記載が目立つ。担当課において、指定管理者が記載する業務日誌の記載情報の正確性及び業務把握の的確性等を確保する仕組みを構築し、指定管理者にも正確で豊富な情報量の業務日誌の記載を義務付けるなどの統制活動を行うよう要望する。

〔措置の内容〕

指定管理者に対し、正確で適格な業務日誌の記載を求めるとともに、記載内容を確認するため、月1回の定例ミーティングの際に、市が業務日誌のチェックを行うよう改めました。

③ 指定管理業務の会計的データ報告内容とその分析・評価手法の十分性（意見）

〔意見の要旨〕

平成23年10月1日(土)～平成23年10月31日(月)において、利用者アンケートを実

施し、意見や満足度を調査しているが、そのアンケートの内容について、施設利用者の満足度を的確に測定できるような質問や指標とする必要がある。そのうえで、回答内容を正確に把握し、十分に分析を行うことを要望する。

〔措置の内容〕

利用者アンケートについては、利用者満足度を経年比較する意味合いもあることから、過年度の質問事項はそのままにした一方、より利用者の満足度やニーズを分析するため、指定管理者と協議し、質問項目（施設の広報について、より充実させたほうが良いと思う点）を新たに追加しました。

利用者アンケート結果については、市と指定管理者で情報共有し、分析を行った上で今後の運営面での課題を整理し、施設ホームページの充実に活用しました。

④ 指定管理者に関する評価等の実施について（意見）

〔意見の要旨〕

平成23年度指定管理業務評価は、監査期間中の10月に完了するというものであった。指定管理者の評価として、10月末に評価が完了するのでは、業務の改善提案などの指示の面で極めて不十分である。実際には、月次等で業務の報告会などが実施されたり、随時、担当課の職員が施設へ立入り実施状況を視察したりしているが、体系的に業務の実施状況をチェックするモニタリングの手法が確立されているとは言えない。当該施設の指定管理者制度に係る担当課職員がタイムリーに指定管理者の業務実施状況に関して把握・評価指導等を行い、早期に業務改善につなげる仕組みを構築するよう要望する。

〔措置の内容〕

より効果的・効率的に、かつ、体系的にモニタリングを実施するため、月次の定例ミーティングや随時の視察の他に、業務日誌、その他報告書関係のチェックを実施することとし、所管課がタイムリーに指定管理者の業務実施状況に関して、把握・評価指導等を行えるように改善しました。

2. リサイクルビレッジ堤根の管理状況について

① 利用状況について（意見）

〔意見の要旨〕

現場での視察の際にも、来館者もほとんどない状況であり、その原因としては、事業の立地場所の利便性や展示品の魅力、そして広報の手法にあるものと考えられる。展示場所について、同じ敷地内にある老人休養施設やプールのある一角の方が、人通りがあり、施設の認識頻度としては効果的である。現在の場所が、事業の実施場所として適切であるかどうかに関する検討をより積極的に行うよう要望する。

〔措置の内容〕

事業の実施場所として適切かどうかを検討するため、平成25年12月までに、来館者や家具申込者に対してアンケートを実施しました。その結果、リサイクル家具類の広報の充実についての意見が多かったことを踏まえ、平成26年1月までにホームページ

においてリサイクル家具類の情報を充実させるなどの対応を行いました。

② 契約手法について（意見）

〔意見の要旨〕

当該事業は、橘リサイクルコミュニティセンターの事業とその目的や実施手法等においてきわめて類似するものである。実際にも、両施設のホームページ上では、情報アクセスのリンクが行われている。両事業は、お互いがそれぞれ密接に連携した事業であることから、事業実施の際にも明確にその事業連携を目指すべきである。そのために手法のひとつとして、指定管理者の選定手法に準じて、リサイクルビレッジ堤根も、提案手法などを統一し、可能な限り同時に実施者を募集するよう要望する。

〔措置の内容〕

橘リサイクルコミュニティセンターの管理運営については、5年間（平成21～25年度）を指定管理期間として、指定管理者の募集及び指定管理者の指定を平成20年度に実施しており、指定管理業務として管理運営しております。一方、リサイクルビレッジ堤根の管理運営は、単年度の委託業務として実施しており、その選定業者については、指定管理業務と密接不可分のことから、指定管理者への特命随意契約として実施しておりました。以上の業務について、平成26年度以降のリサイクルビレッジ堤根の管理運営委託の契約に向けて、両業務の契約期間を統一することで両業務の実施者を併せて選定できるように、リサイクルビレッジ堤根の管理運営委託に係る契約期間を5年間とする方向で、関係部署で協議を進めていきます。

Ⅲ-3. 粗大ごみの収集業務について

1. 粗大ごみ処理券の管理状況について

① 粗大ごみ処理券の手数料額について（意見）

〔意見の要旨〕

近隣の政令指定都市においては、重量に基づく手数料額の設定方法を採用している都市があり、また手数料額について5段階の設定としている都市がある（横浜市と千葉市）。さいたま市については、手数料額が3段階と川崎市と同様であるが、手数料額の設定方法が異なる。これに対して、川崎市の手数料額の設定は、一定の長さや幅などの大きさに対応して、200円・500円・1,000円という簡素な料金体系としている（平成16年4月1日施行）。

他都市比較の中で、スプリングソファ・マットレス等は明確に普通の粗大ごみとして取り扱っている。しかし、処理の困難性やコストのかけ方などの作業場の安全性及び経済性効率性の面から、このような取り扱いに合理性があるのか、疑問が残る。したがって、川崎市の場合、粗大ごみ処理手数料額のあり方について、特に1,000円の手数料額の範疇に含まれるスプリングソファ・マットレス等を別の料金体系として位置付けるかどうか、検討するよう要望する。

〔措置の内容〕

本市では、スプリングマットレス等については、本市の設備で対応できることから、他の粗大ごみと併せた処理が可能です。また、作業場の安全性については、これまで大きな事故もなく、仕様書や作業マニュアルの遵守等により確保されております。このことから、実質的な「適正処理困難物」とは考えていませんが、今後、他都市の事例等の情報収集を行い、料金体系変更の必要性について、検討を進めていきます。

② 粗大ごみ処理券の手数料額の設定根拠について（意見）

〔意見の要旨〕

平成 16 年度における粗大ごみ 1 個当たり処理原価（1,476.6 円／個）と平成 22 年度のそれ（828.171 円／個）とを比較すると、直営での実施に比べて業務委託の場合の人員費等のコストの差異が大きく処理原価に反映しているものと考えられる。粗大ごみ収集業務のコストが、より経済的に絞り込まれたことを考慮すると、粗大ごみの排出抑制等を目指す立場からも、今後の状況等を踏まえ、手数料額の見直しの必要性について、検討されることを要望する。

〔措置の内容〕

新たに施行された小型家電リサイクル法や各種リサイクル法の改定に向けた動向に注視するとともに、処理原価はもとより、処理量の推移や更には近隣都市の手数料の改定状況や社会情勢、景気の動向などを踏まえ、総合的に検討していきます。

イ コンビニエンスストアにおける粗大ごみ処理券の管理について（意見）

〔意見の要旨〕

各コンビニエンスストアは、毎月、取扱店分を取りまとめて、「粗大ごみ処理手数料収納実績報告書兼収納事務委託料請求書」と「粗大ごみ処理券在庫状況表」を収集計画課へ送付することとなっている。

コンビニエンスストアの在庫については、「粗大ごみ処理券在庫状況表」により確認できる。これによると、平成 23 年度の印刷枚数（850,000 枚）、コンビニエンスストア側の残枚数（89,844 枚）及び収集計画課側での残枚数（335,500 枚）を集計したものである。売り捌き枚数と収納金額の合理的な検証が現在の報告書の検収方法で可能であるが、コンビニエンスストアからの実績の中の前期繰越枚数が、実際に現物の枚数と一致しているかどうかについて、検証がなされていない。コンビニエンスストアの粗大ごみ処理券には使用期限がないため、過年度印刷分でも使用が可能であり、相当過年度のものも残っていることが予想される。

したがって、収集計画課は、各コンビニエンスストアが管理する粗大ごみ処理券の正確な売り捌き枚数と残高を適正に管理し、検証するための手法を再度構築するよう要望する。具体的には、各コンビニエンスストアの在庫管理、市からの受け入れ枚数管理、売払い管理及びその結果としての残枚数等の管理のそれぞれについて、各コンビニエンスストアの POS システムの特性に合わせてそれぞれ対応する証票（在庫情報、発注情報及び販売情報に係るシステム証憑）をヒヤリング等により確認して特定する必要がある

る。

〔措置の内容〕

コンビニエンスストアにおける粗大ごみ処理券の管理状況を検証するための手法の構築に向けて、まずは、平成26年2月までに、各コンビニエンスストア本部に対してヒヤリング等による現状把握を行う予定です。そして、この結果を踏まえながら、具体的な手法の構築について協議を継続し、今後も引き続き、適正な管理について検討していきます。